

アジア成長研究所 2015年3月24日

地方創生と水産業の改革

アジア成長研究所
小松正之

地方創生とは？

- 2015年11月26日地方創生関連2法が成立「まち・ひと・しごと創生法」と「地方再生法の一部を改正する法律」が成立
- 50年後1億人程度の人口と人口減少の克服
- 5か年計画の策定
- 都道府県「地方版の人口ビジョンと総合戦略」の策定
- 国家公務員の人的支援と財政支援

まち・ひと・しごと創生法

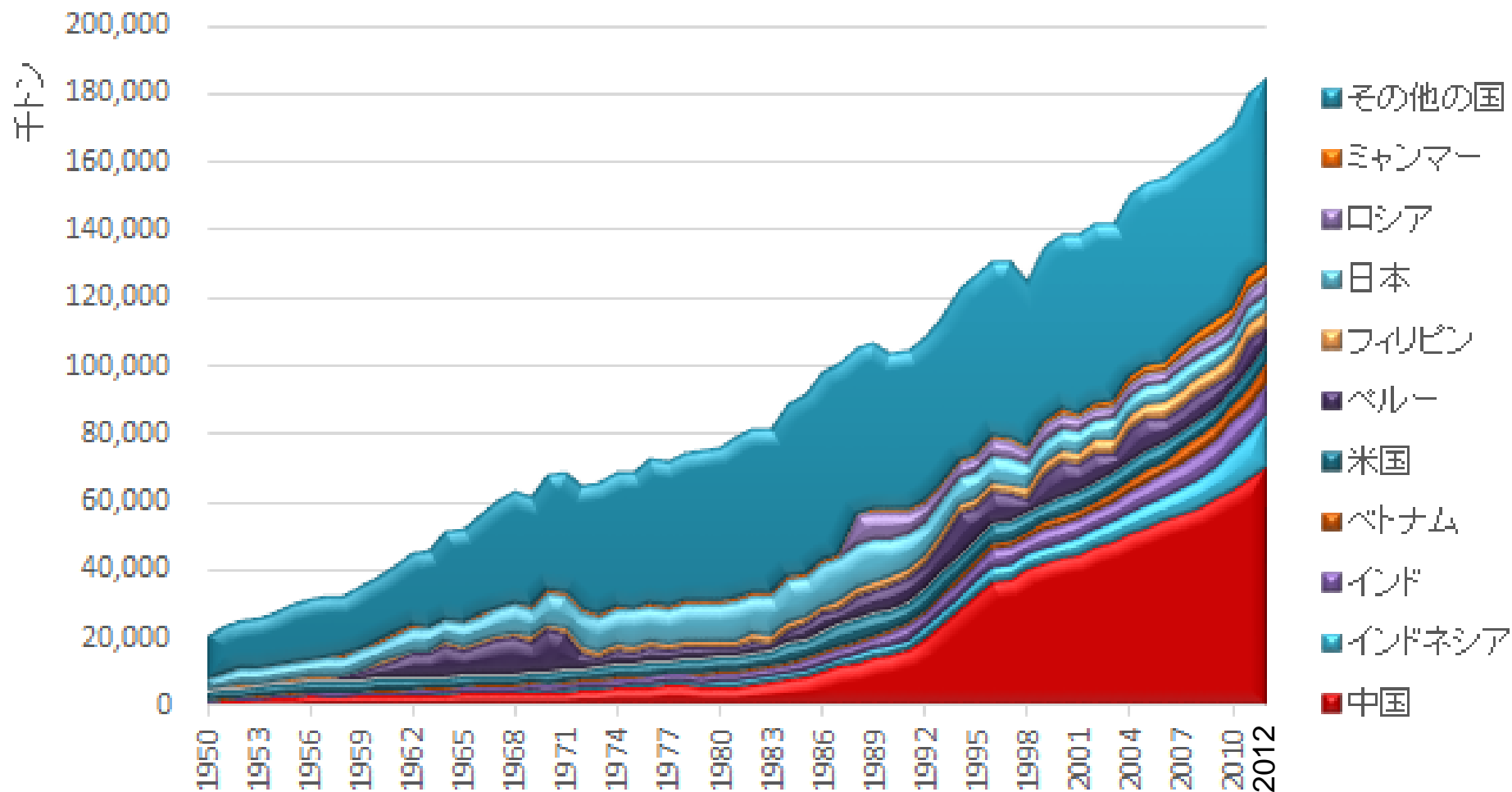
- 目的(第1条) 人口減少に歯止め、東京集中を是正と地域の住みよい環境を維持し活力ある日本社会をつくる。
- 基本理念(第2条) ①個性豊かで魅力ある社会をつくる④仕事と生活の調和⑤地域の特性を生かした創業の促進、事業活動の活性化
- 総合戦略(第8条、9条と10条)内閣、都道府県と市町村が総合戦略を策定

地域再生法の一部を改正する法律

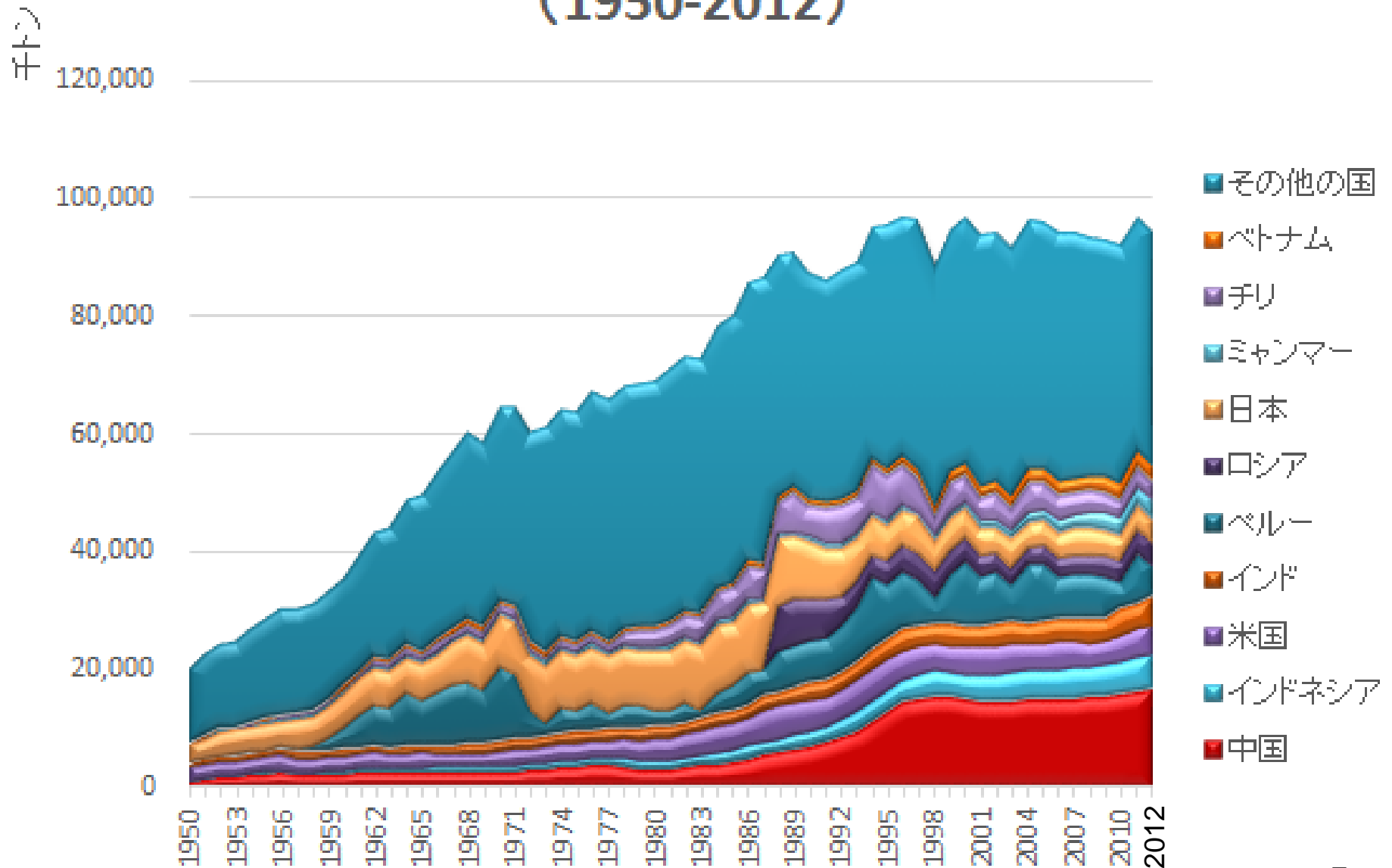
- 各省庁が持つ各種の地域活性化施策を創業的に運用。やる気のある地域に集中的に政策資源を投入 政策効果を最大化
- 各計画等との連携をワンストップでおこなう。地域にとって使い勝手が良い。地域創生の仕組みづくり
- 新たな特別の措置
- 農林水産業の振興のための6次化産業にかかる施設等を整備する場合の農地の転用許可の特例

成長する世界の水産業と衰退する日本の水産業

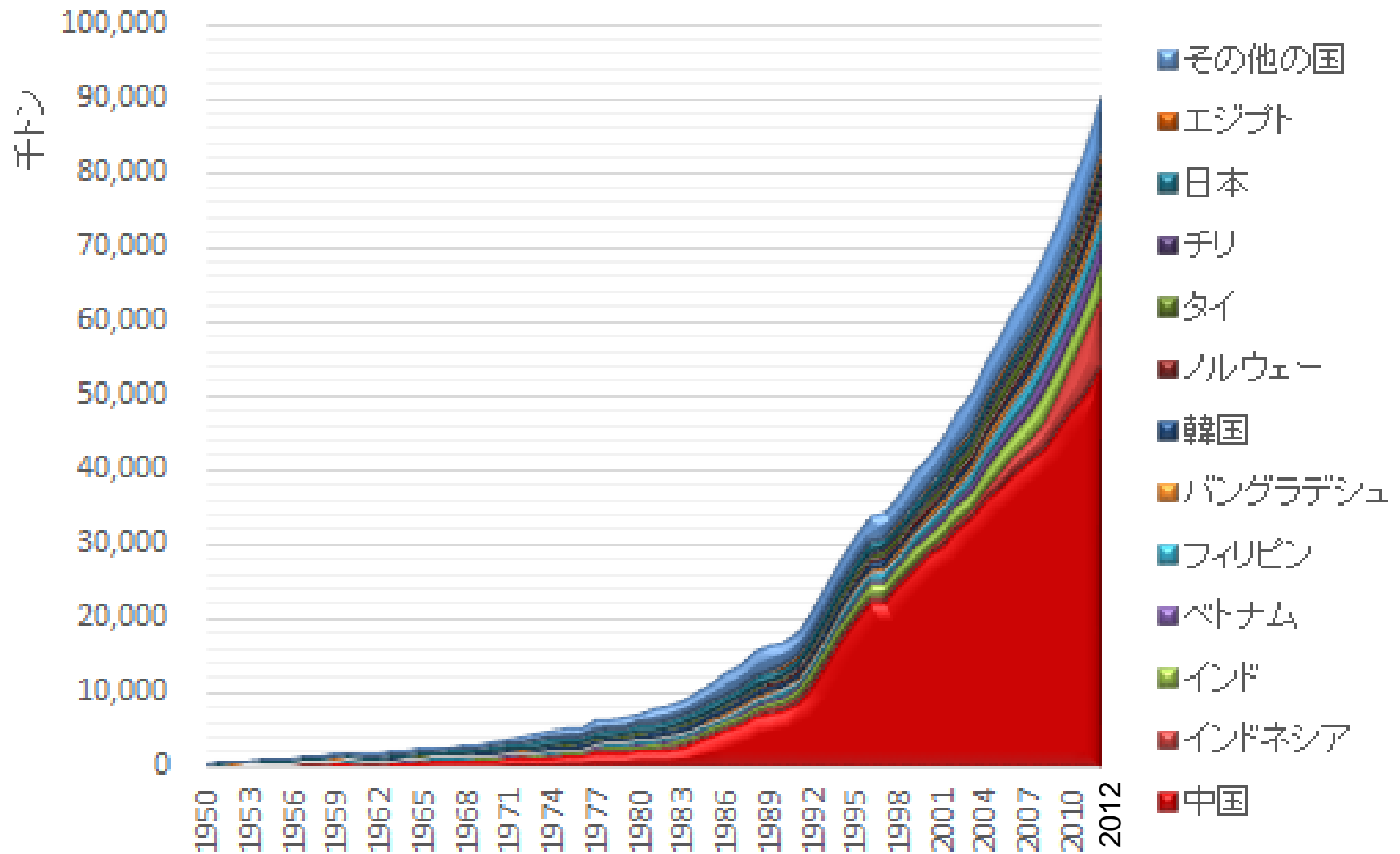
世界の国別漁業・養殖生産量の推移 (1950-2012)



世界の国別漁業生産量の推移 (1950-2012)

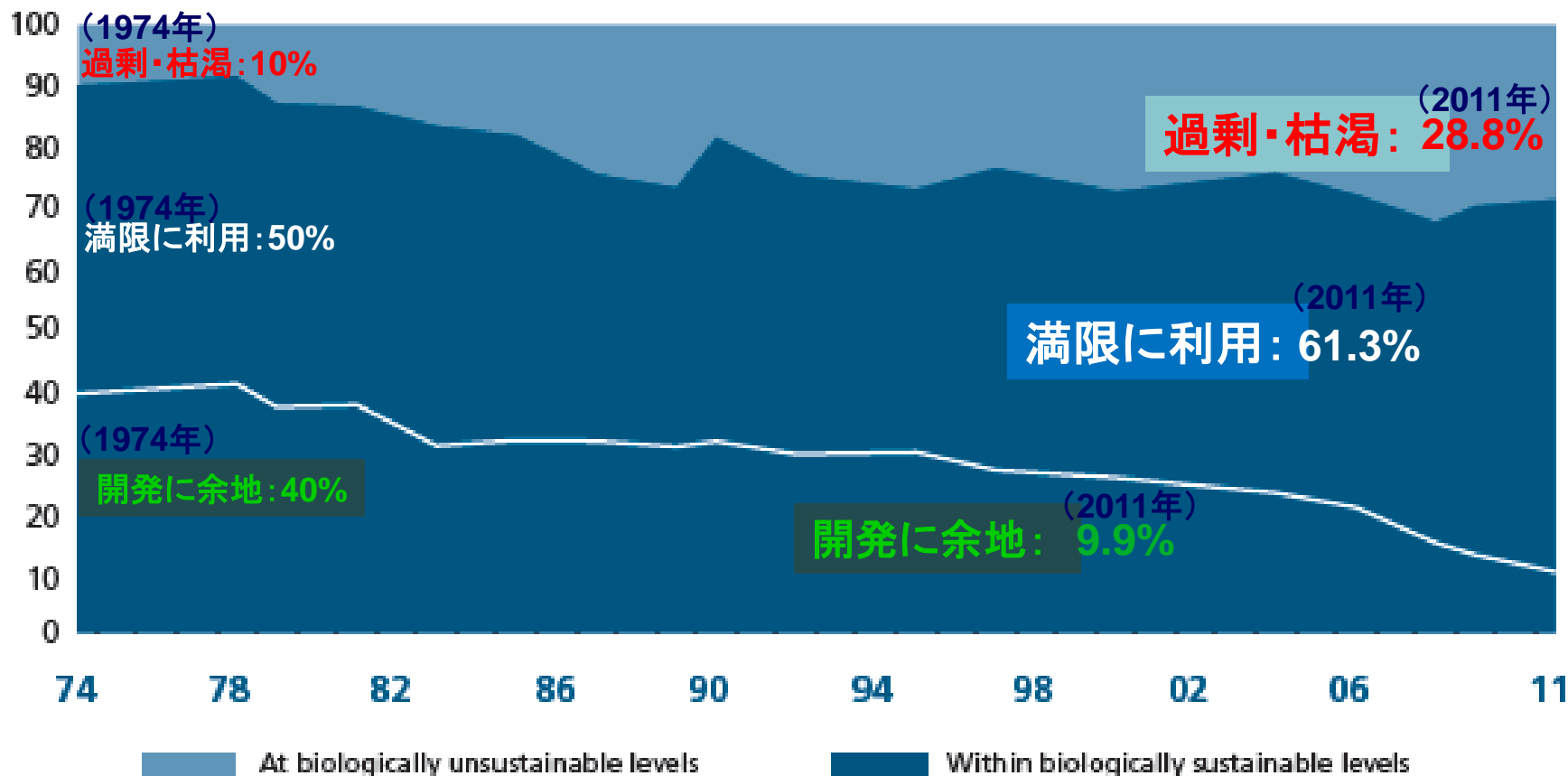


世界の国別養殖生産量の推移 (1950-2012)



世界の海洋漁業資源の利用状況(1974年～2011年)

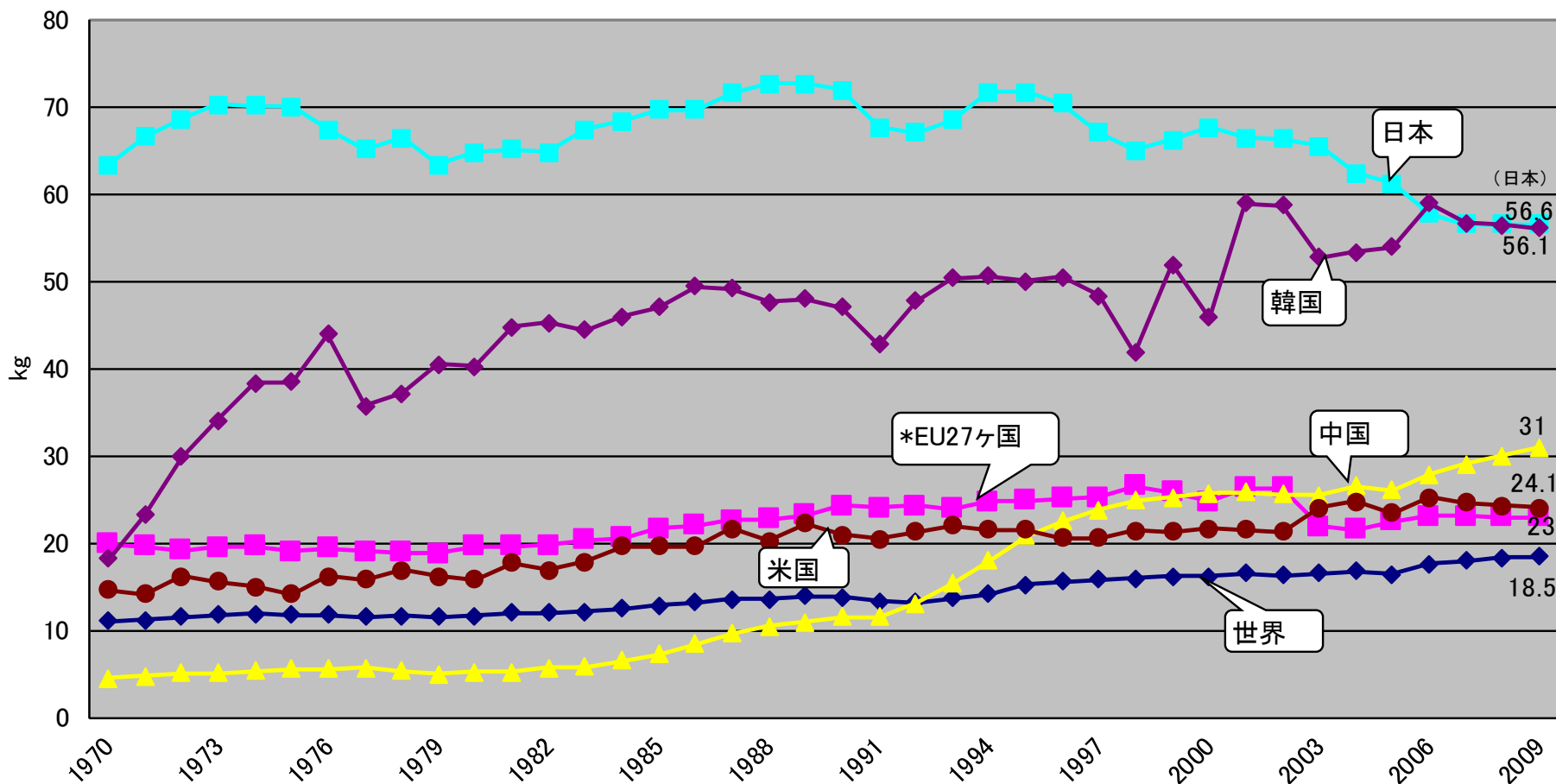
評価された資源の利用比率



・世界の主要な漁業資源の90%が過剰漁獲か満限利用

世界の一人当たり食用水産物年間消費量の推移

◆ 世界 ■ EU ▲ 中国 □ 日本 ◆ 韓国 ● 米国



最新データ2009年：日本 56.6, 韓国 56.1, 中国 31.0, 米国 24.1, EU 23.0, 世界 18.5
 ●2006年に日本と韓国が逆転, その後も追いつ追われつで, 2009年はほぼ並んでいます。

注) Fish, SeafoodのSupply/Cap/Yr (kg)の推移

*EU 2002までは15カ国, 2005以降は27カ国

FAO Fish statデータより水産総合研究センター開発調査センター作成

水産業を規定する法律

目的は民主化

- **漁業法(昭和24年制定)**

沿岸漁業は漁協に漁業を営む第1位の優先順位を与える

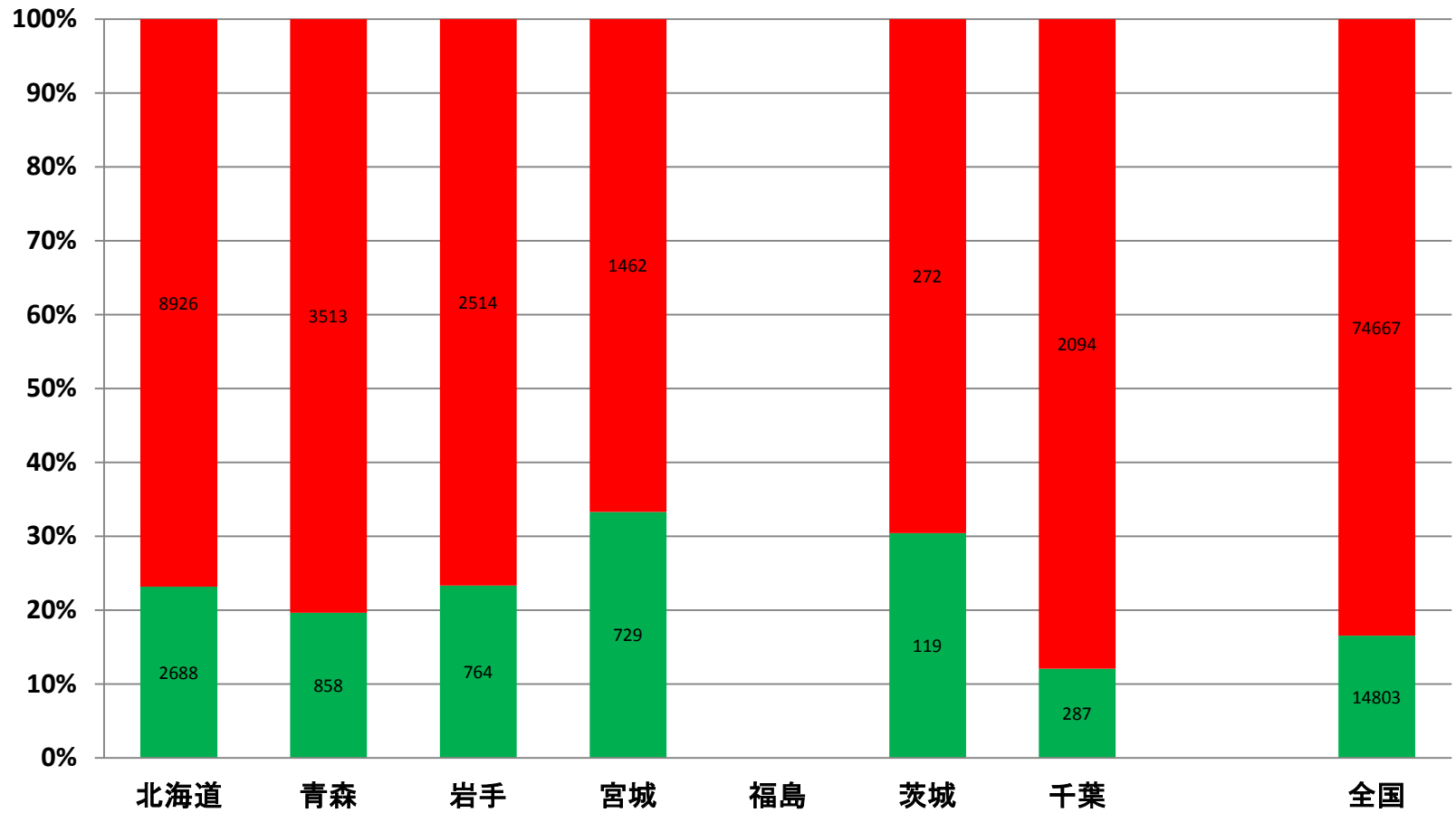
資本漁業は許可数、漁船規模と漁場の制限

- **水産業協同組合法(昭和23年制定)**

漁協の組合員の資格を漁民に限定し、漁業権を与える。資本漁業者と流通加工業者は正組合員から排除

後継者の有無別個人経営体数の割合 (2013年漁業センサス)

■あり ■なし



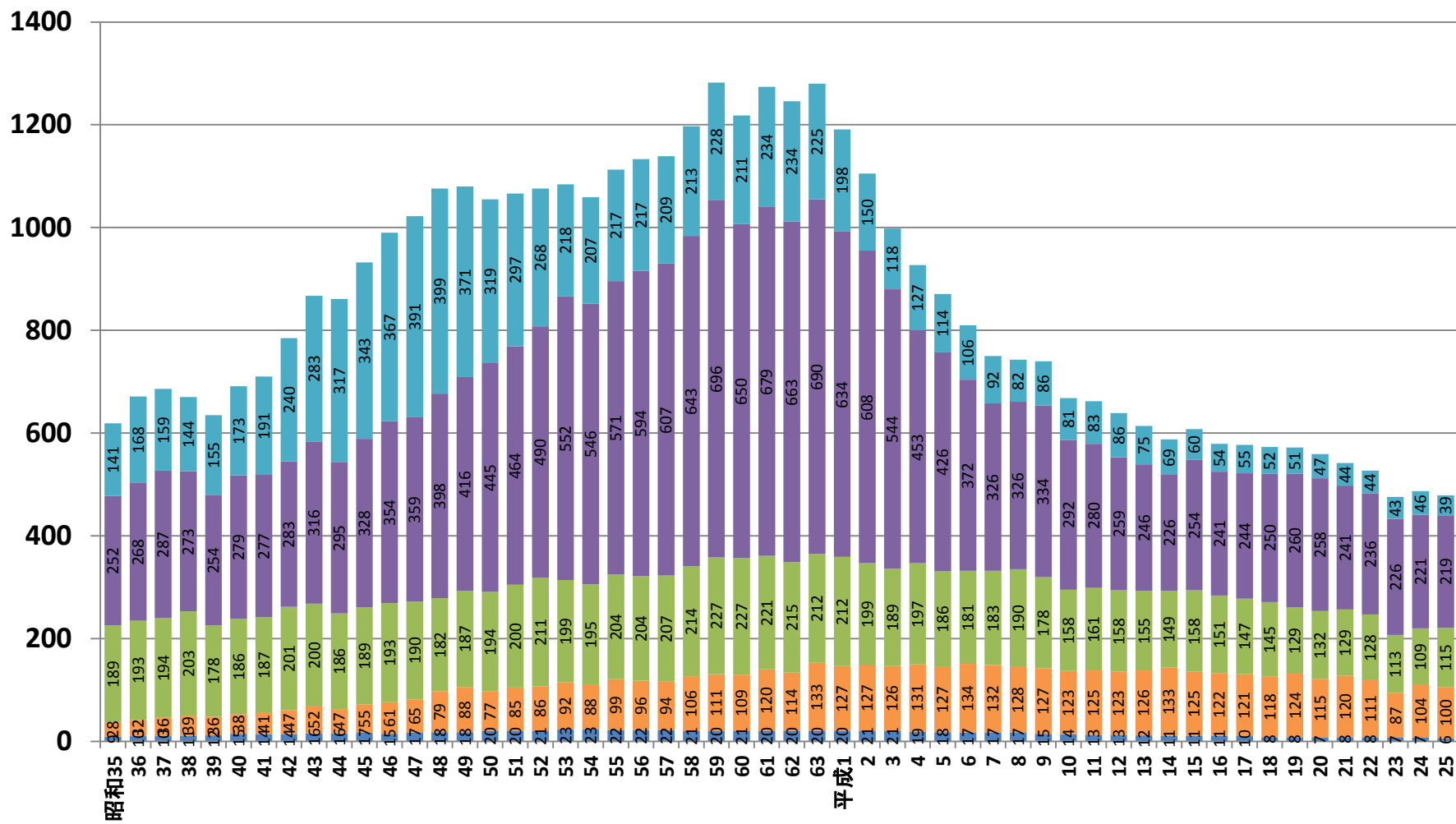
日本の全国将来推計人口指数(2005年を指数100とした場合)

		主要水揚産地等													
年次	全国	釧路市	稚内市	羅臼町	八戸市	宮古市	石巻市	塩竈市	気仙沼市	女川町	いわき市 (小名浜)	銚子市	横浜市	横須賀市	
2020	96.1	82.1	82.9	82.6	90.8	82.4	84.7	86.3	80.1	74.0	90.3	82.4	104.3	93.5	
2035	86.6	62.2	64.1	64.9	76.8	63.3	67.4	69.1	59.2	52.0	77.1	64.5	100.5	81.5	
		三浦市(三崎)													
		新潟市	上越市	糸魚川市	七尾市	能都町 (小木)	沼津市	焼津市	和歌山市	那智 勝浦町	太地町	広島市	境港市	松江市	
		84.8	95.9	89.5	79.7	85.1	73.8	89.9	96.3	87.6	78.3	75.7	98.5	91.2	92.2
		66.2	86.1	76.1	59.9	68.4	51.0	75.3	86.5	71.8	57.5	54.8	90.2	78.7	79.8
		益田市													
		浜田市	下関市	八幡浜市	福岡市	唐津市	長崎市	松浦市	枕崎市						
		83.9	85.0	89.4	80.4	110.4	95.2	87.9	83.4	83.3					
		66.2	69.2	74.3	61.5	114.5	85.7	72.4	67.3	66.0					
		島しょ漁港地													
年次	全国	奥尻町	礼文町	利尻町	利尻 富士町	八丈町	小笠原 村	佐渡市	隠岐の 島町	周防 大島町	五島市	新上五 島町	壱岐市	対馬市	
2020	96.1	77.5	69.6	66.9	67.5	79.8	88.0	77.7	80.4	74.8	76.5	73.3	79.8	78.9	
2035	86.6	57.1	47.3	43.9	43.1	60.1	71.6	58.3	61.6	55.2	56.0	51.1	61.5	59.1	
		奄美市													
		屋久島 町	宮古島 市	石垣市	糸満市	沖縄市	与那国 町								
		86.1	89.9	93.5	105.4	102.9	110.7	92.8							
		70.6	75.5	84.1	104.1	101.2	115.3	84.3							

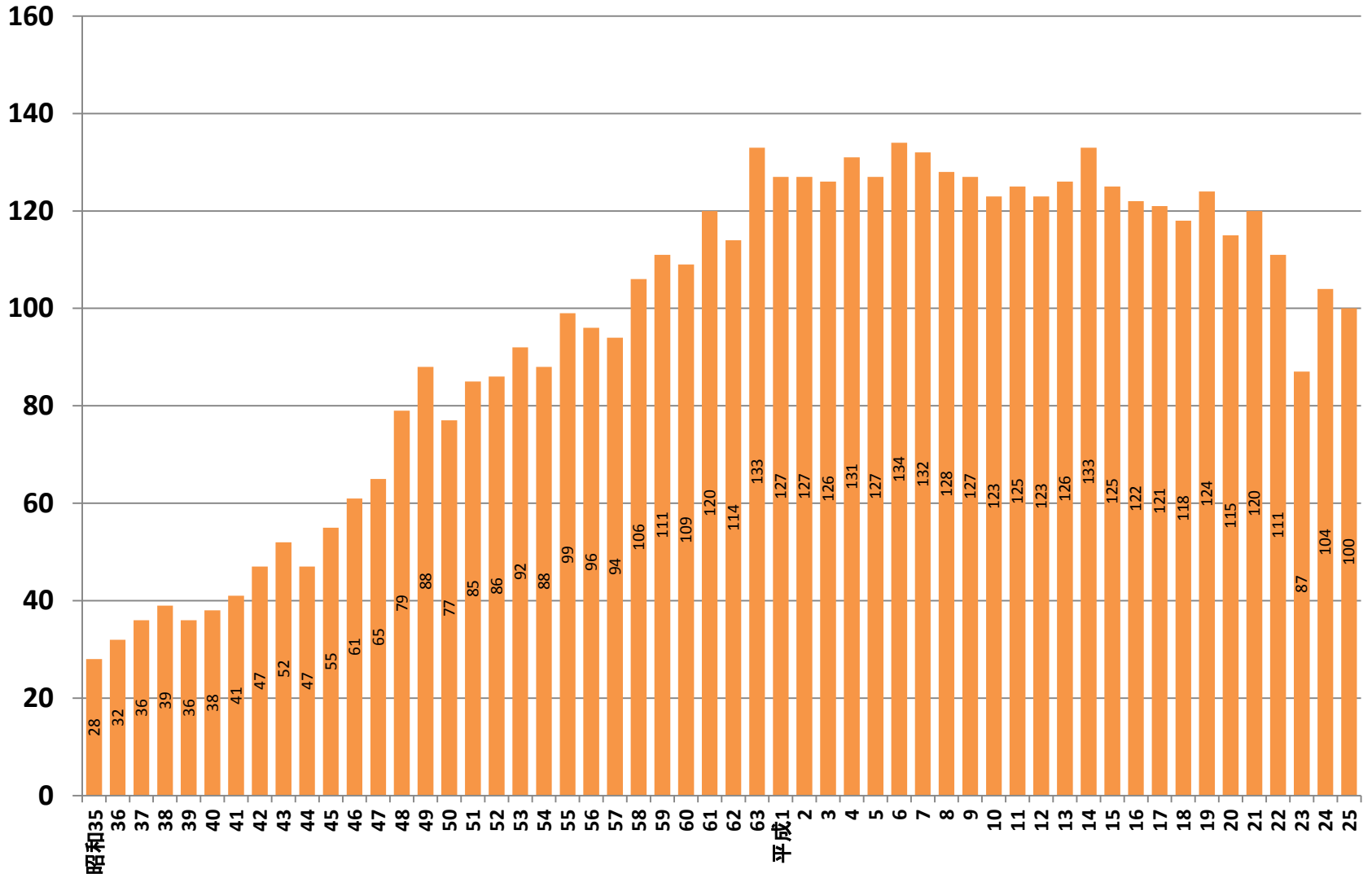
資料: 国立社会保障・人口問題研究所

漁業・養殖業の生産量の推移(全国)(単位:万トン)

■ 内水面 ■ 海面養殖業 ■ 沿岸漁業 ■ 沖合漁業 ■ 遠洋漁業

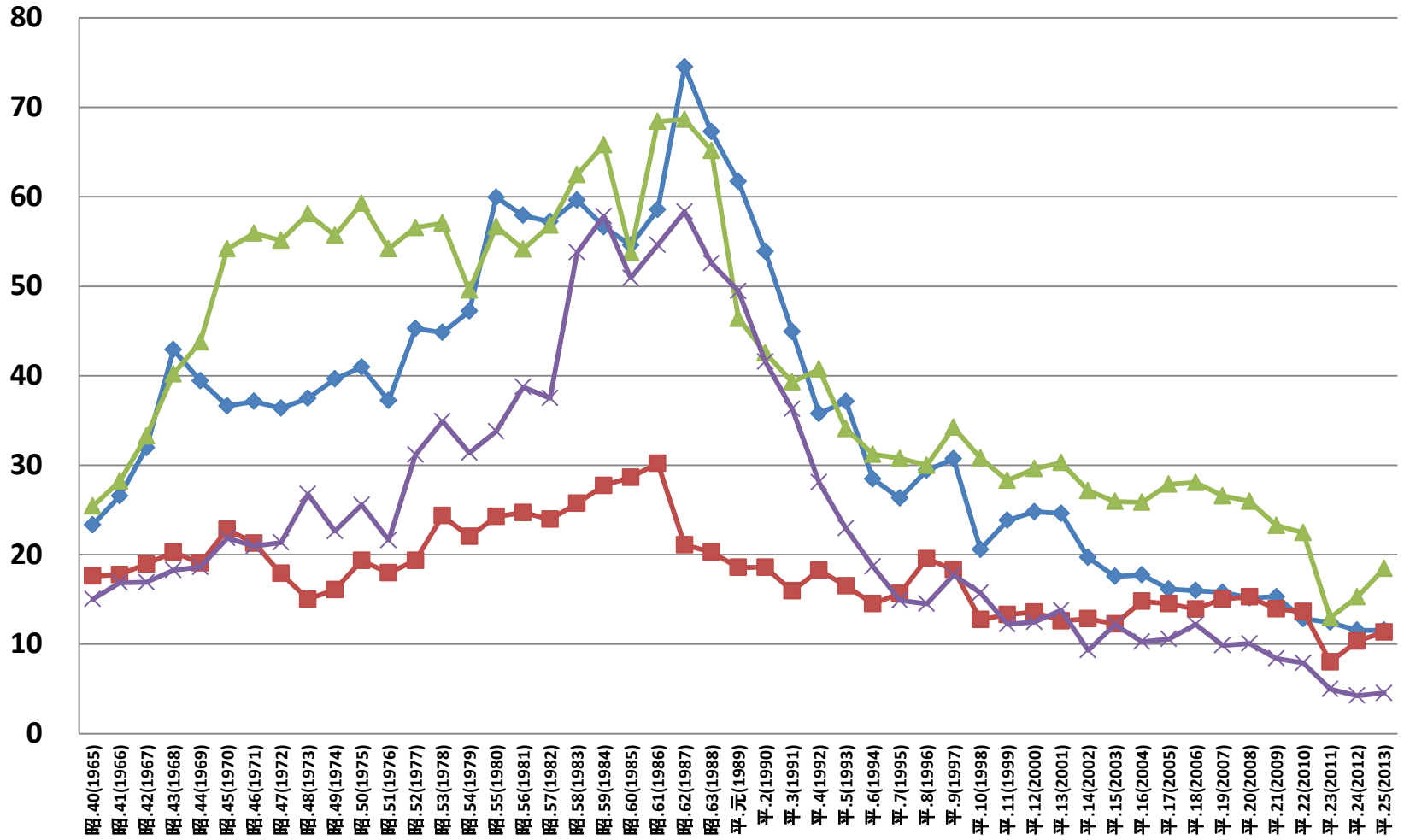


海面養殖収穫量の推移(全国)(単位:万トン)



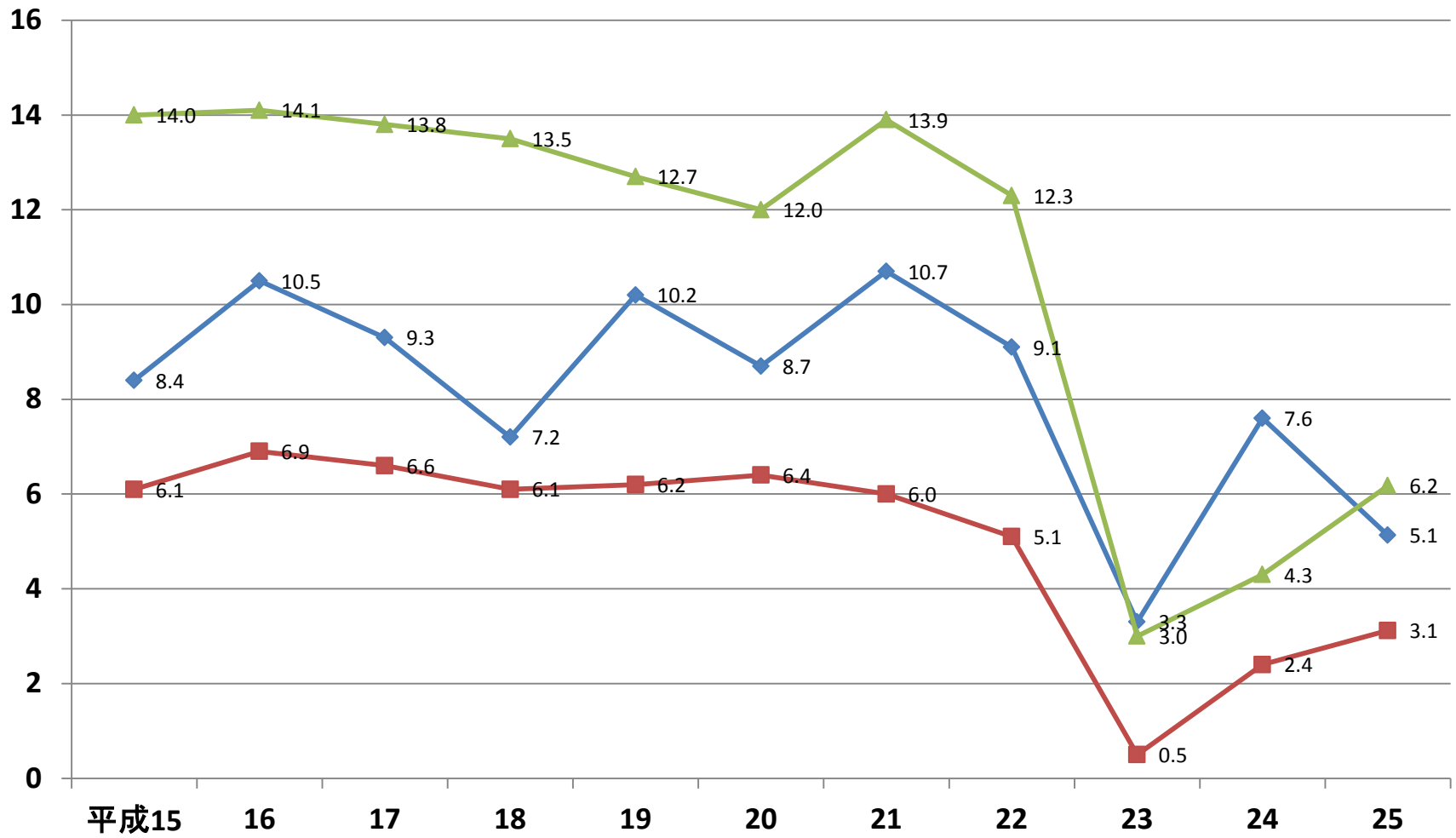
東北4県の海面漁獲量の推移(単位:万トン)

青森県 岩手県 宮城県 福島県

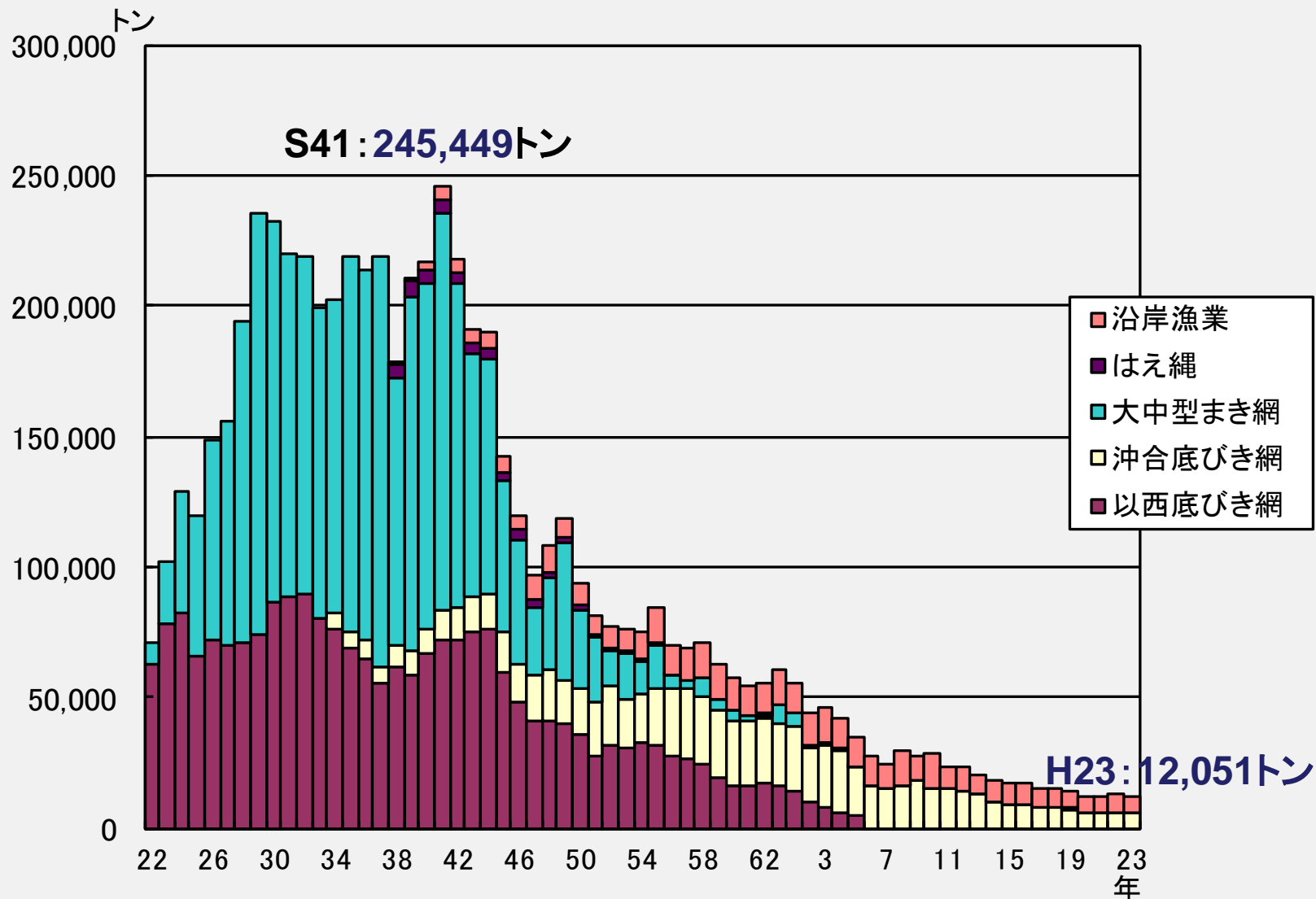


青森県・岩手県・宮城県の海面養殖収穫量の推移(単位:万トン)

◆ 青森県 ■ 岩手県 ▲ 宮城県



下関漁港における漁業種類別扱量の推移

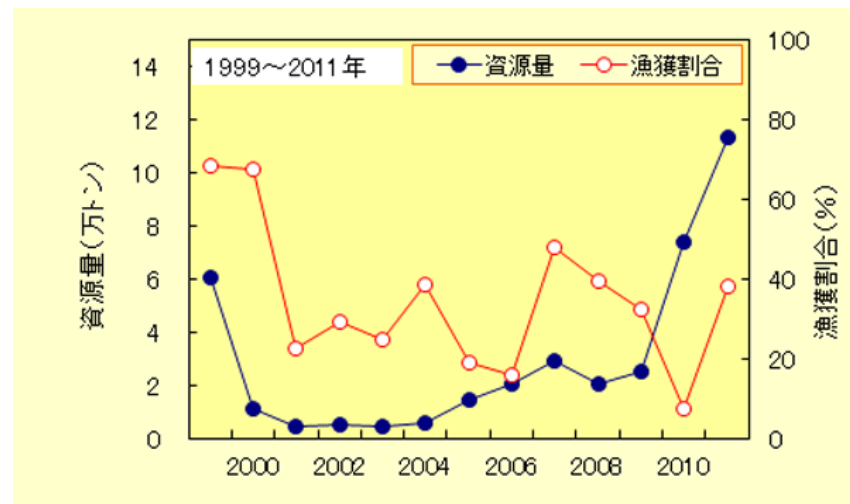
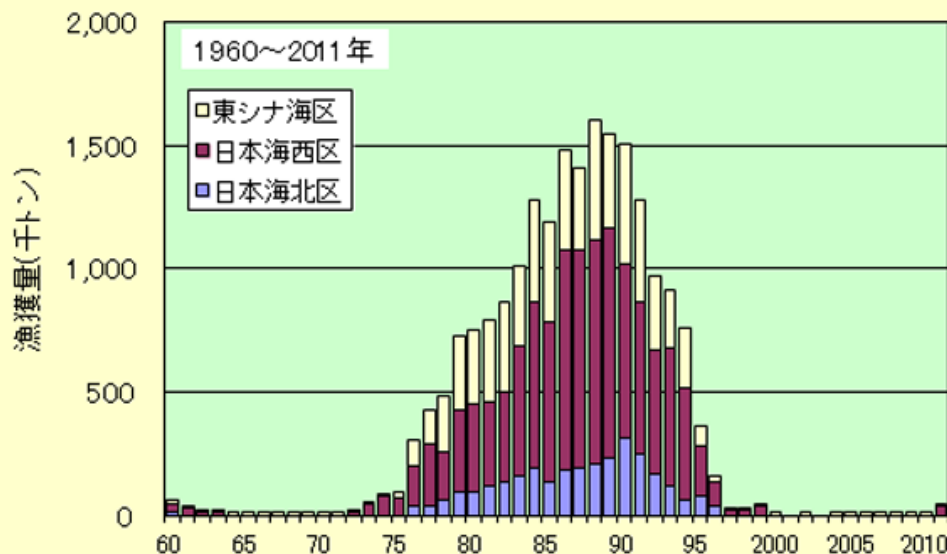




東シナ海・黄海周辺における漁業関係模式図

マイワシ対馬暖流系群

Sardinops melanostictus



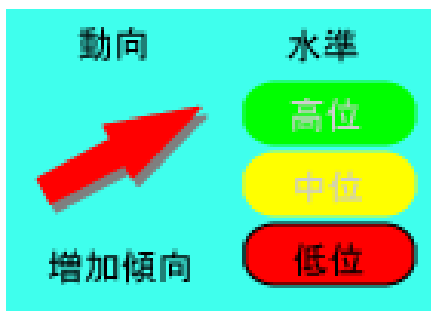
資源評価のまとめ

資源水準・動向は低位・増加と判断される

Bbanは資源量0.5万トン、Blimitは再生産関係から1971年の親魚量水準(10万トン)とした

2011年当初の資源量は11.4万トン、親魚量は5.2万トンであり、Blimitを下回っている

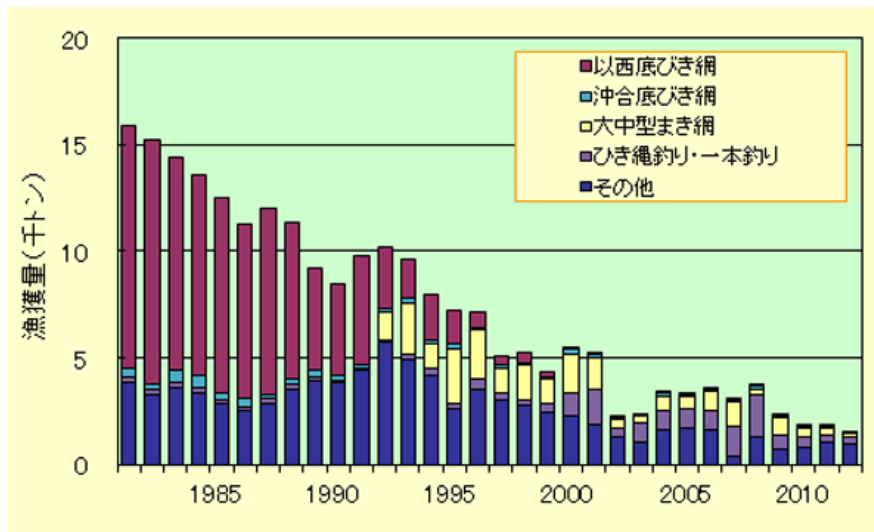
現状の漁獲圧のもとでは資源は減少する



タチウオ

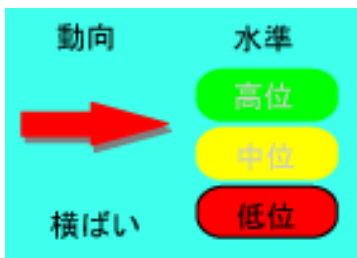
(日本海・東シナ海系群)

(平成25年度評価)



管理方策

- ・近年、中国の漁獲量は合計100万トン以上で推移しているが、我が国は2012年には1500トンと減少が続いている。韓国も2012年に3万3000トンと過去最低。
- ・本系群全体については、現在の資源水準について関係国間で見解が一致しておらず、このため抜本的な資源管理方策が行われていないのが現状である。
- ・早急に関係国が共有可能な客観的手法による資源判断基準を作る必要がある。



出所: 水産庁・水産総合研究センター「平成25年度資源評価票(ダイジェスト版)」

中国舟山列島水産市場(産地市場)



入港したトロール漁船



水揚げされたキグチ



舟山列島の新屋台の魚



舟山列島新屋台の全景



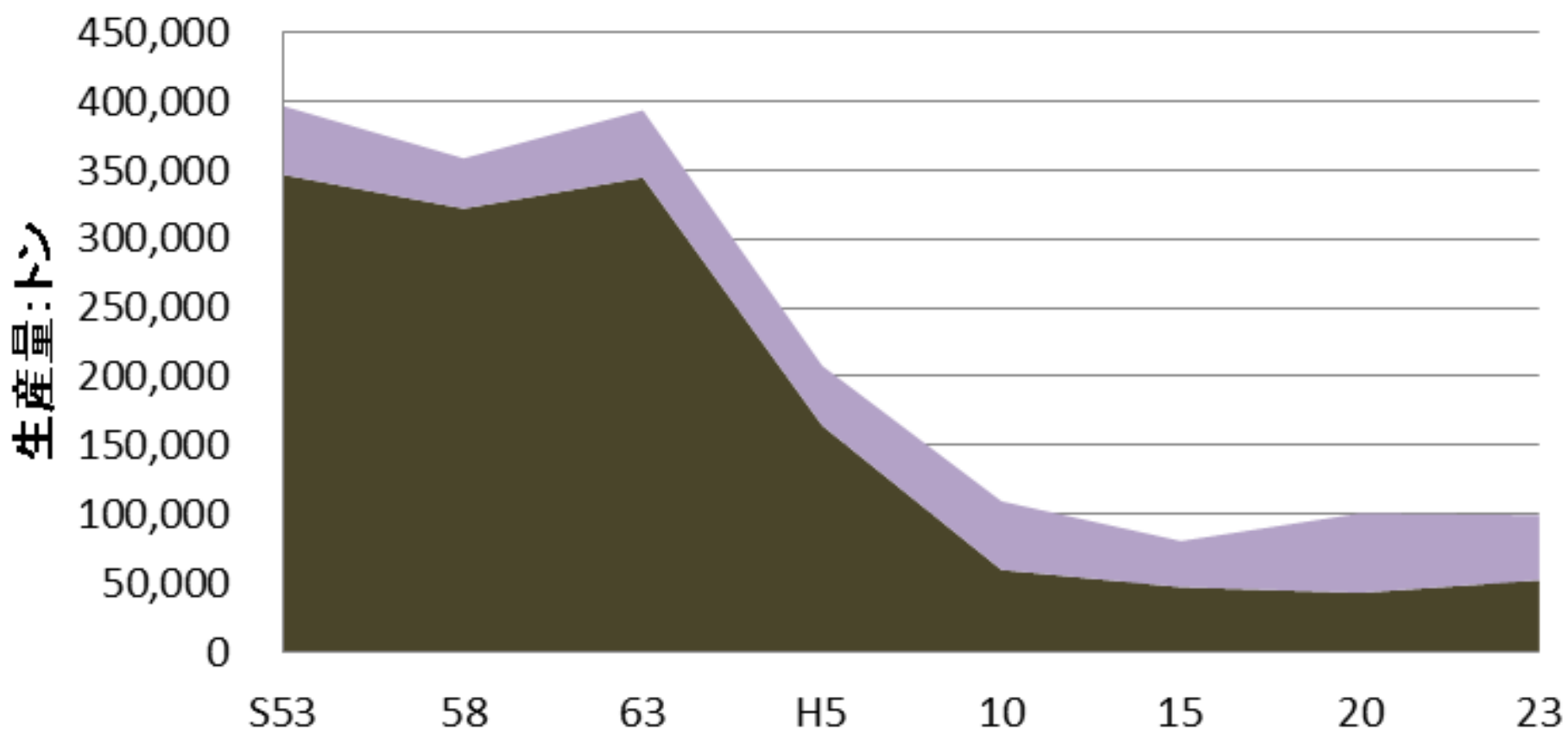
舟山列島 産地市場の
関連業者商店街



卸売市場施設と渡し

福岡県の漁業・養殖業生産量の推移

■ 海面漁業生産量 ■ 養殖生産量



資料：漁業・養殖業生産統計年報より作成

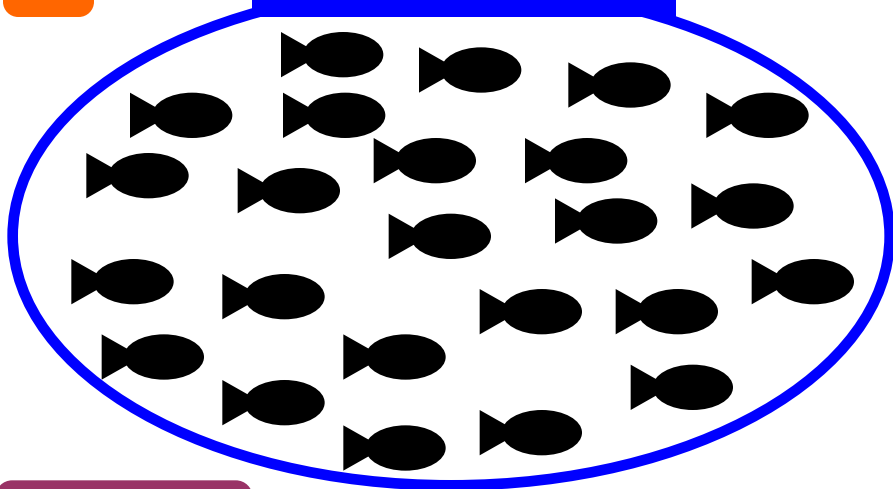
世界の資源管理の動向

TAC制度 (Total Allowable Catch: 総漁獲可能量)

- ・魚種ごとに年間漁獲可能量を決める制度
- ・現在日本で対象となっている魚種は、マイワシ・スケトウダラ・マアジ・マサバ(ゴマサバ)・サンマ・ズワイガニ・スルメイカの7魚種

例

年間 100トン



漁獲枠がなくなる前に早く獲らなきゃ!



早くたくさん獲れるように船を大きくしよう!



問題点

- ・年間の漁獲可能量に達するまでは早い者勝ち
 - 漁期が集中し、供給過剰により魚価は下落
- ・人より早く漁場へ行き、多く獲るための過剰な設備投資
 - 漁船の大型・高機能化による維持管理費の増大

IQ制度 (Individual Quota: 個別割当)

・TAC(年間漁獲可能量)を元に漁船(又は個人)に対し、年間漁獲量を割り当てる制度

例

年間 100トン

過去の実績
等により配分



25トン

自分の分は確保されているからゆっくり獲っても大丈夫!



15トン



20トン



10トン

同じ30トン獲るなら、単価の高い大きな魚を獲ろう!



30トン

メリット

- ・大型魚の選択的な漁獲による小型魚資源への漁獲圧の減少
- ・漁獲枠が確保されていることによる過当競争の減少
- ・市場への供給量を調整することによる、魚価の維持・向上

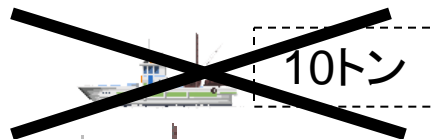
ITQ制度 (Individual Transferable Quota: 譲渡可能個別割当)

・IQ制度によって割り当てられた漁獲枠の譲渡等を可能とする制度

例

年間 100トン

過去の実績
等により配分



廃業

売却

やめた人の分の漁獲枠を
買って自分の獲れる漁獲
枠を増やそう!

メリット

- ・資源の経済的有効利用が図られる。
- ・投資の効率化が図られる。

デメリット

- ・漁業者の数が減少、寡占化が進行

主要国のITQ制度の概要

	TAC設定	TAC管理方式			内容
		IQ方式	ITQ方式	オリンピック方式	
アイスランド	○		○		25魚種で実施、小型船も対象
ノルウェー	○		○		24魚種で実施 漁船割当：魚船サイズの階層配分、沿岸小型漁船階層の譲渡制限があるが、譲渡検討中
韓国	○	○			11魚種を対象
デンマーク	○		○		まず大型のまき網から開始 後にトロール対象
ニュージーランド	○		○		TAC：約600魚種、ITQ：約100魚種 マオリ特別枠あり
オーストラリア	○		○		20漁業種類を対象
アメリカ合衆国	○		○		TAC:500魚種 8海区で15のキャッチシェア実施 ニューイングランドはグループ枠 CDQ（共同体枠）とコーポレート方式あり
日本	△	△		○	2014年7月からIQの検討 国際漁業のクロマグロにIQ TAC超過罰則はスルメイカとサンマのみ
新潟県	○	○			ホッコクアカエビで実施

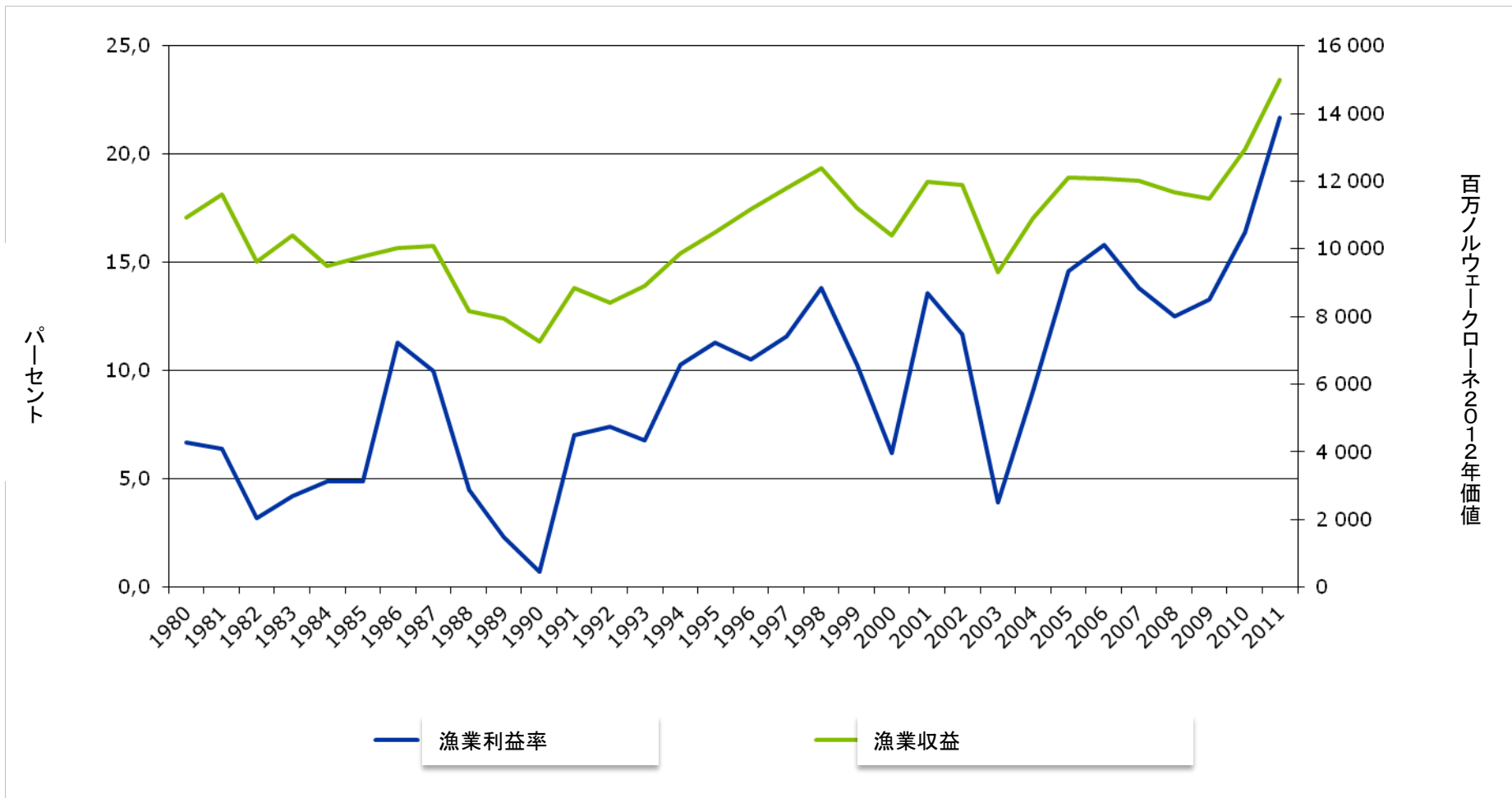
1. ノルウェー

- ノルウェー漁業の実情
- 14000人 10000人専業 4000人兼業
- 7000隻 400隻28メートル以上の大型
- 5000隻がパートタイムの漁船
- 50%の漁獲枠100家族で占める
- TAC、IVQ、漁船許可と漁業許可で規制

- ①1930年代のRAW FISH SALES の規制から 漸進的な規制
- ②歴史的な規制の積み重ね
- ③管理計画—harvest controlと予防原則
- ④ICES の科学的TAC勧告の範囲内
- ⑤ノルウェー、EU,ロシア、アイスランドとフェロー諸島で配分
- ⑥IVQは20魚種から25種へ拡大
- ⑦投棄は禁止

平均漁業利益率と漁業収益合計

1980-2011



豪農漁業省

- 国民共有の財産
- 政策上は国民共有の財産
- 憲法に記述(明示的又は間接的)
- 南オーストラリアの原住民の訴訟
- 裁判所は原住民の漁獲権を認める—所有権までは？

オーストラリアの漁業管理(2008年7月)



キャンベラの豪漁業管理総局ビル前



豪漁業管理総局との協議



シドニー周辺海域で操業するトロール漁船の所有者

西オーストラリア州EDEN

- Southland Fisheries Supply社
 - 加工・販売会社 漁船も所有 漁業者25%の株式を所有
 - 公的な漁獲記録機関—記録、保持、AFMA (豪漁業管理総局)にその日のうちに報告
- ITQの導入 過剰投資になり、ITQ導入よき判断 反対者はAFMA何度も話し合いで説得
- 資源の持続利用・保護が最重要、減船

Nz漁業省

- 漁業の分類 商業漁業 マオリ漁業 伝統的
漁業 レクリエーションと4種

ITQは漁獲記録の保持により与えられる。

小規模には他への販売を義務付け

2300許可、2000ITQ保持者が25年

間に1700許可、1500のITQ保持者

に減少

トップ10企業で80－85%のITQ保持

Nz漁業省

- ITQ 1300—1400漁業者が家業的に経営
ITQ魚種 65種—80種に増加
利益が上がったのは3—4年
アジア、東欧のマーケットが拡大
問題として
 - ①ACE (ITQの年間リース) 価格が上昇
総コストの45%
 - ②推定価格 (Deemed Value) の上昇

アイスランドもITQを導入

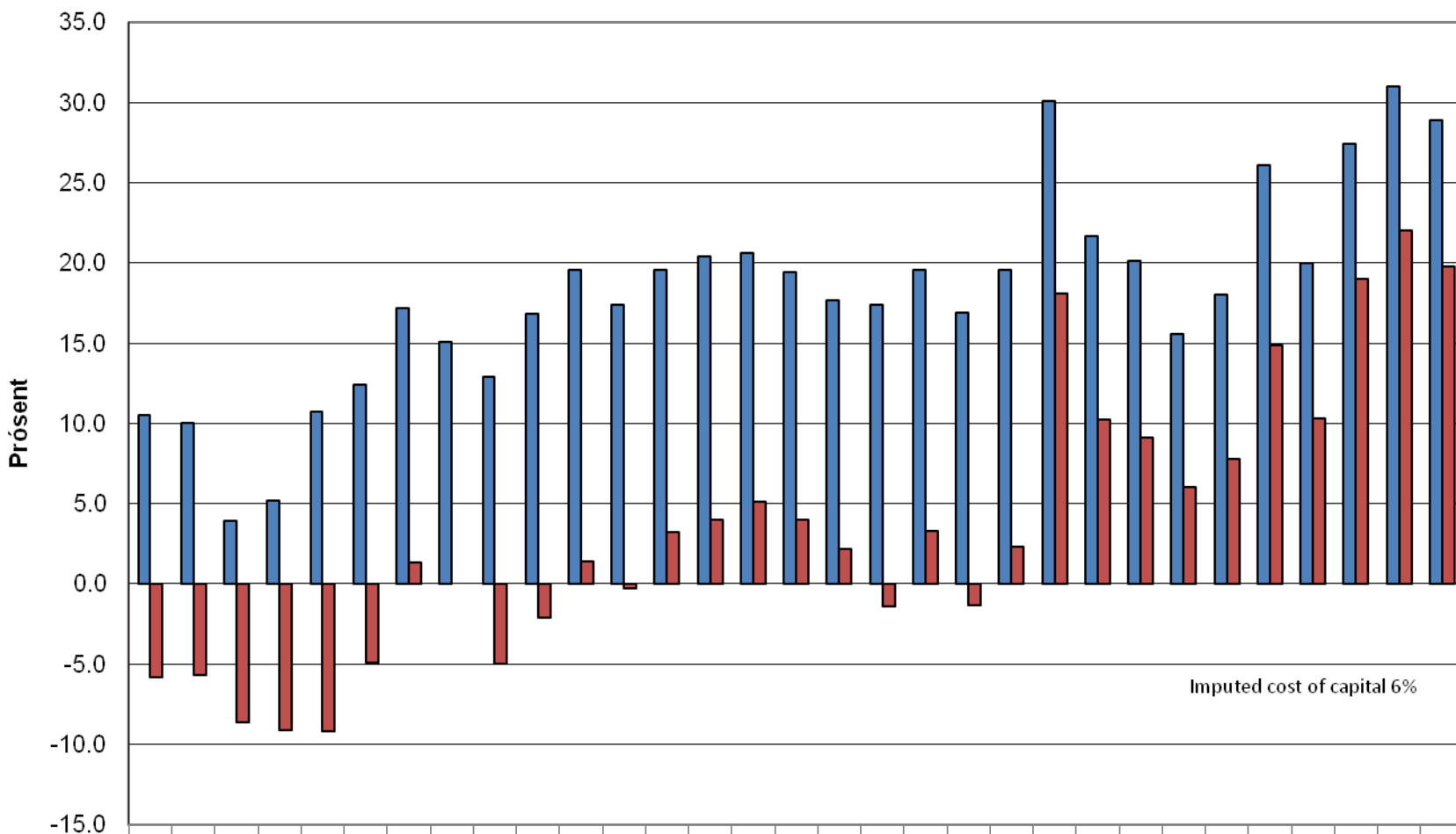
アイスランド大型船主協会と小型船主協会との会合 2012年9月18日



アイスランド大型漁船のEBITAと純利益の推移

EBITDA and profit/loss as % of revenues 1980 – 2010

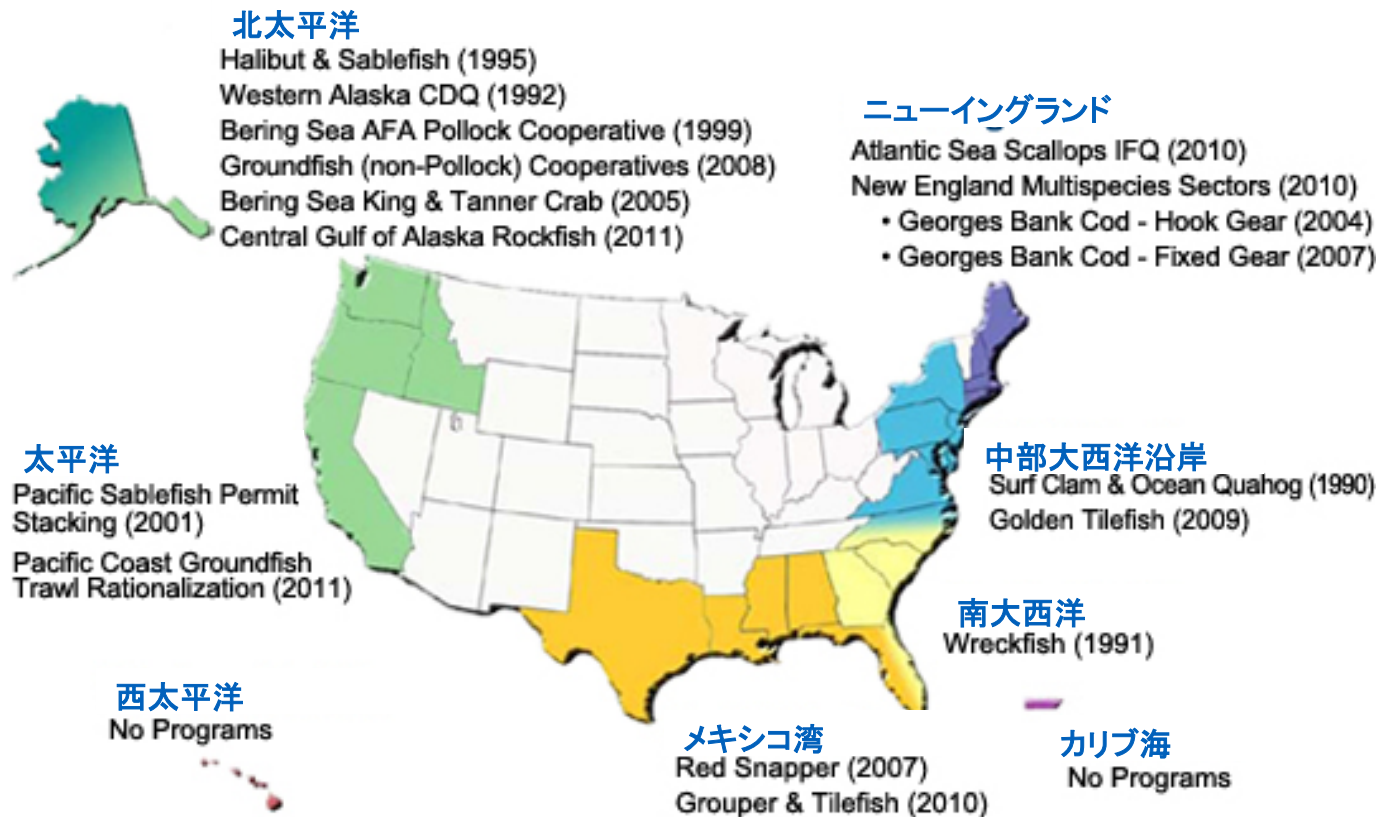
Statistics Iceland



	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
■ EBITDA	10.5	10.0	3.9	5.2	10.7	12.4	17.2	15.1	12.9	16.8	19.6	17.4	19.6	20.4	20.6	19.4	17.7	17.4	19.6	16.9	19.6	30.1	21.7	20.1	15.6	18.0	26.1	20.0	27.4	31.0	28.9
■ Hagnaður m. v. árgreiðsluáðferð	-5.8	-5.7	-8.6	-9.1	-9.2	-4.9	1.3	0	-5	-2.1	1.4	-0.3	3.2	4	5.1	4	2.2	-1.4	3.3	-1.3	2.3	18.1	10.2	9.09	6	7.8	14.9	10.3	19	22	19.8

米国の動向

現行の15のキャッチシェアプログラム



漁業法改正（再承認）と新管理

- 2006年米国は漁業法（マグナソン・スチーブンス法）の改正によりLAP（Limited Access Privilege）制を導入。200海里内資源の保護と管理のために迅速な行動をとることを決定
- 注：LAP とはIFQ（Individual Fishing Quota）を含め漁業、漁船の許可など米国市民に発給される許可で漁業管理計画（FMP）にその内容ないし条件が規定されるもの
- 1976年漁業法の1996年以来の改正
- 過剰漁業投資や資源回復のためIFQと他の漁業許可制度の活用
- 2015年更に再承認法の検討中

個別漁業割当 (IFQ)

- 米国の場合 個別割当が漁業者・関連業者に限定して保持と使用が許可されるため、IFQと呼ばれると考える。 Nz、豪とアイスランドでは原則として、誰でもが保持可能。この場合ITQ (Individual Transferable Quota)といわれる。
- 経緯
1990年代に民間主導型でIFQが導入。
米政府が支持
中部・大西洋委員会 はまぐり(1990)
Wreck Fish(1992)

- 北西太平洋委員会（アラスカ） スケトウダラ（1996） このケースは協同漁業と呼ぶ。

母船と工船及び基地式操業船がそれぞれグループをつくり、そのグループ間でここに与えられた割当枠をお互いに融通する。

おひょう・ぎんだら（1995）

数千人に及ぶ漁業者に、漁獲枠の上限を0.5%と1.0%に定め、寡占化を排除

米国アリューシャン列島 ダッチハーバーのカニ漁業とトロール漁業 (2010年11月)



カニの加工場への持ち込み



ユニシー工場のカニ加工



ダッチハーバーに停泊中のトロール漁船



漁船からのカニの陸揚げ

日本の資源管理の動向

新潟県におけるIQ(個別割当)制度 の取り組み

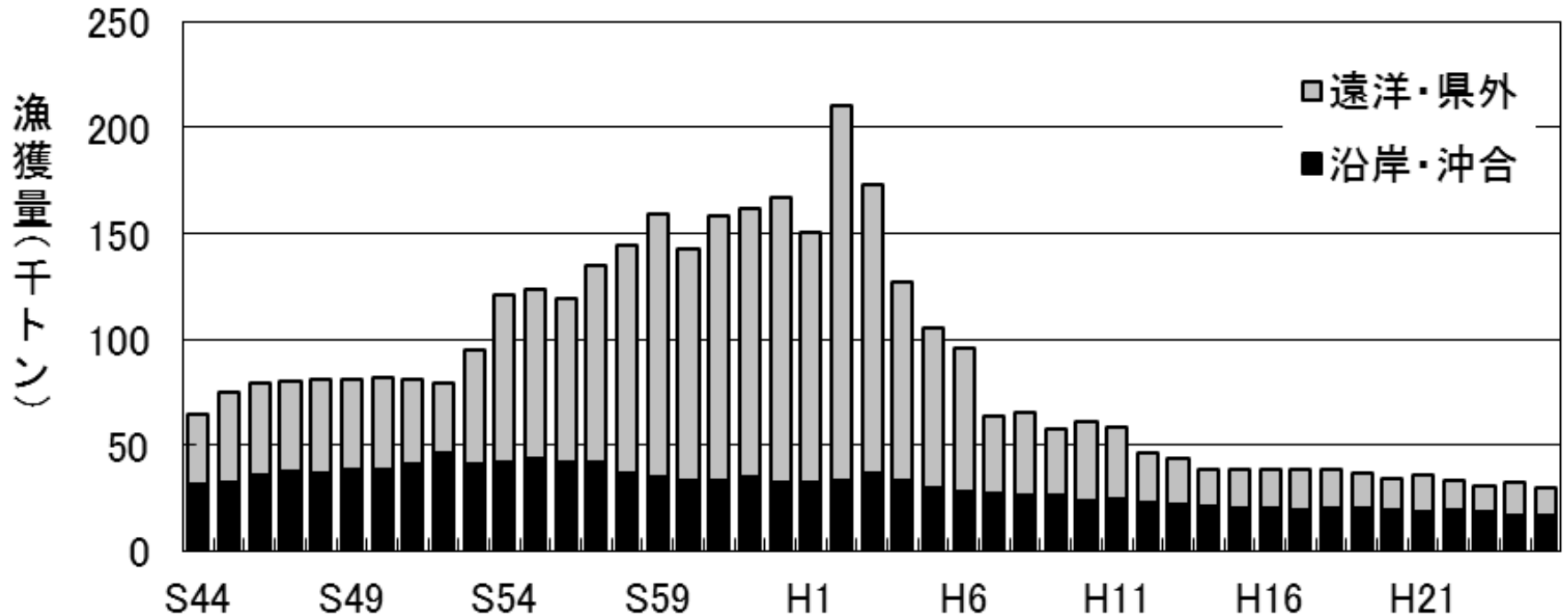
新潟県新資源管理制度総合評価委員会

委員長

小松 正之

1. 新潟県における水産業の現状と問題点

新潟県の漁獲量の推移



- ・長期的な減少傾向(沖合漁業の減少。沿岸漁業は横ばい)
- ・H25は29,869トン(前年比91%)

新潟県における新資源管理制度への取組

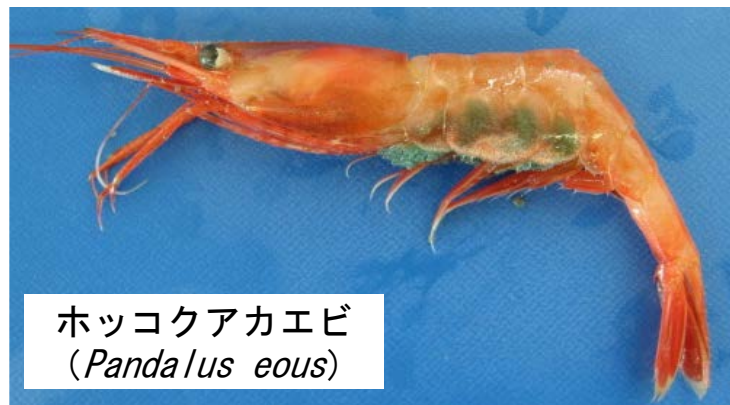
目的：長期的な水産資源の保護と漁業者の経営基盤の安定化

◎ 限られた海域においてIQ制度等に取り組む場合の

対象魚種の条件

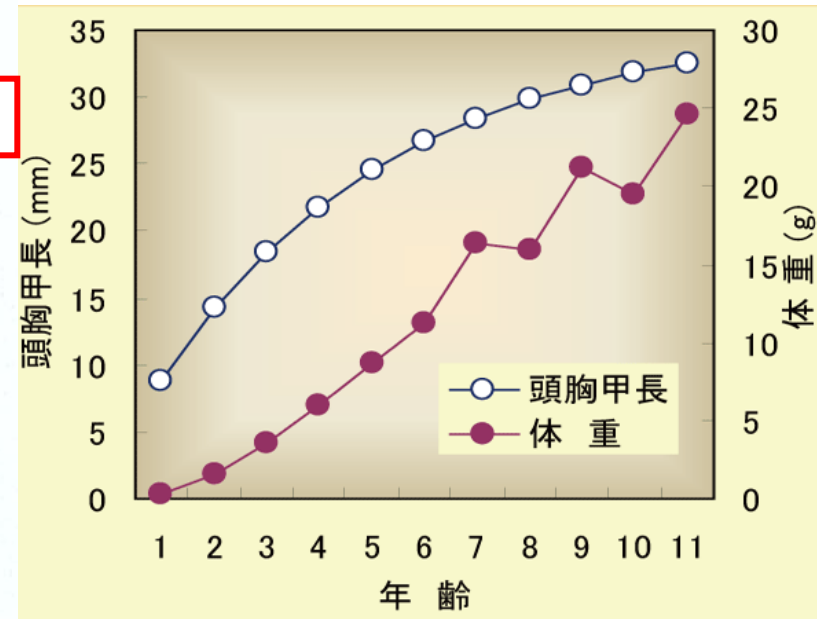
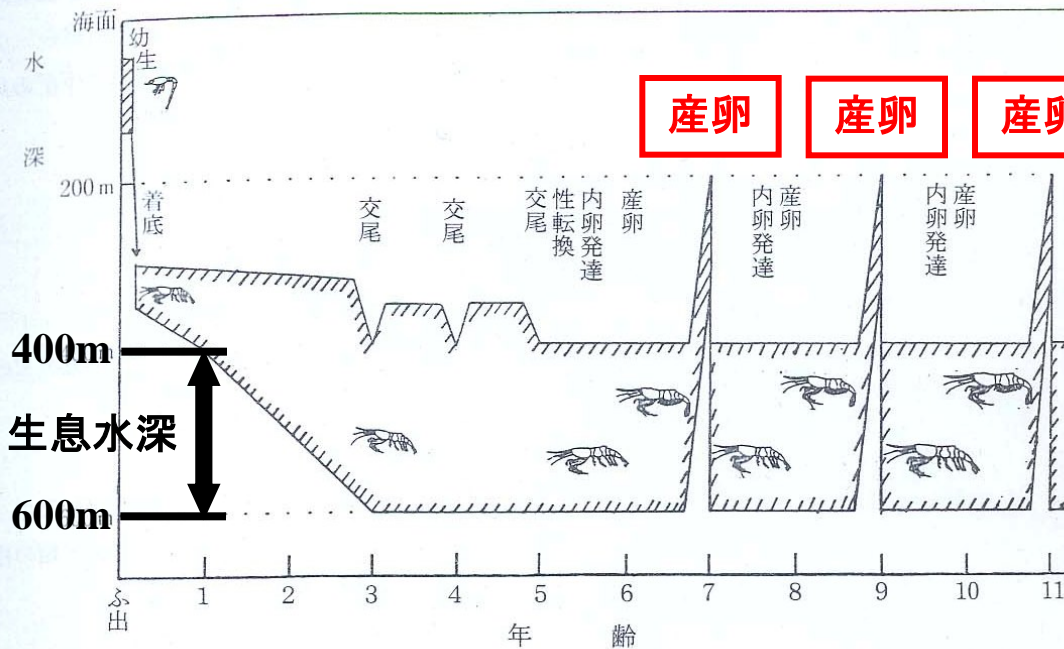
- ① 移動が少ない(他県との交流が少ない)
- ② 基礎データが多い(漁獲量、金額等)
- ③ 水揚高、金額が上位(資源管理効果の影響を把握)

→新潟県では、ホッコクアカエビ(南蛮エビ)を対象に検討



ホッコクアカエビとは

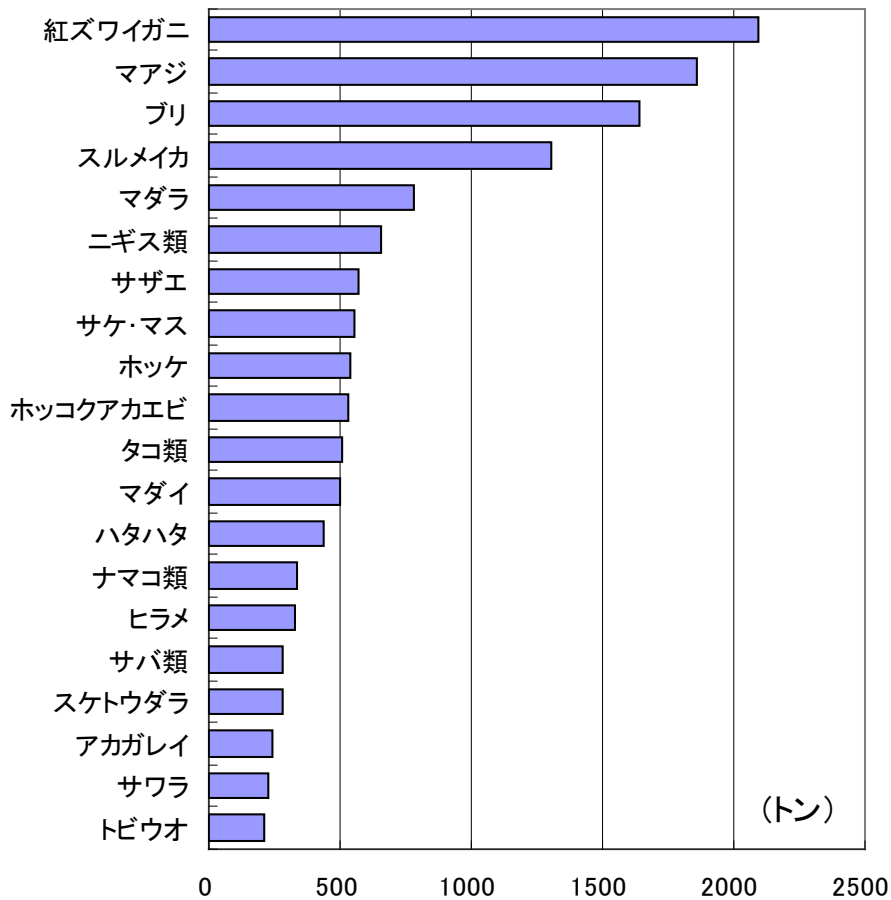
- ・日本海～ベーリング海～アラスカ沖まで分布
- ・水深400～600mに生息する深海性のエビ
- ・寿命は11年、約6歳で雄から雌へ性転換
- ・生涯最大3回の産卵を行う
- ・国内での利用は、生鮮(寿司)が主流。通称甘えび(新潟では南蛮エビ)



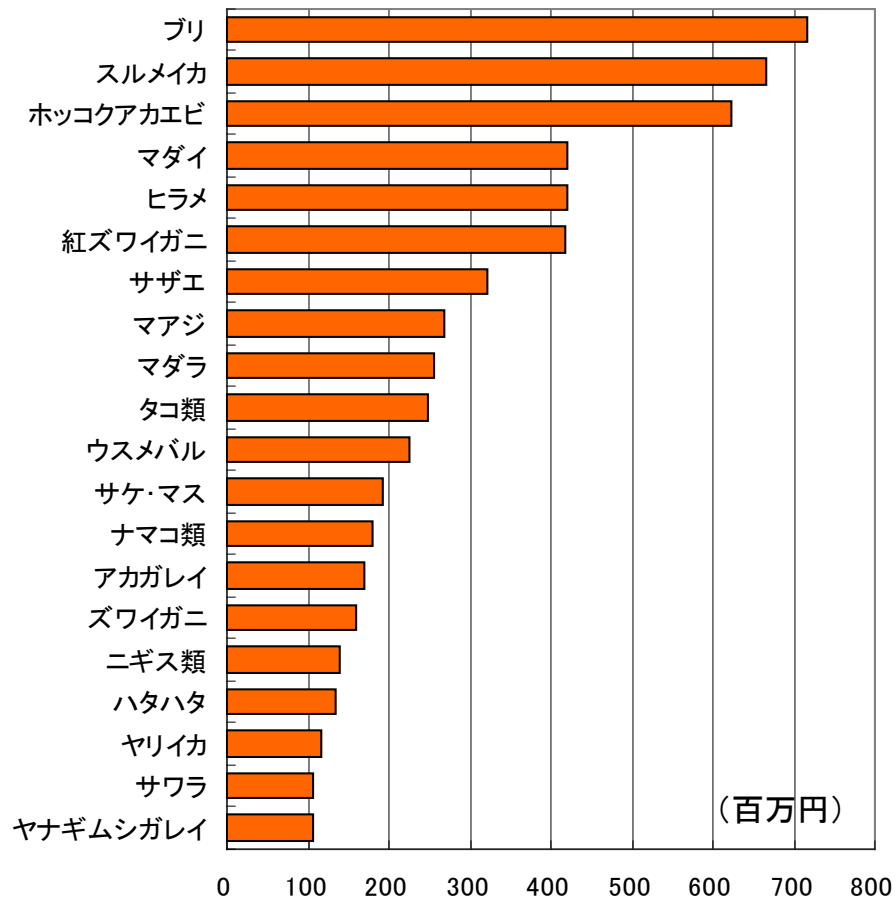
出典: 水産庁資源評価HPより

漁獲量・水揚げ額のトップ20

漁獲量トップ20



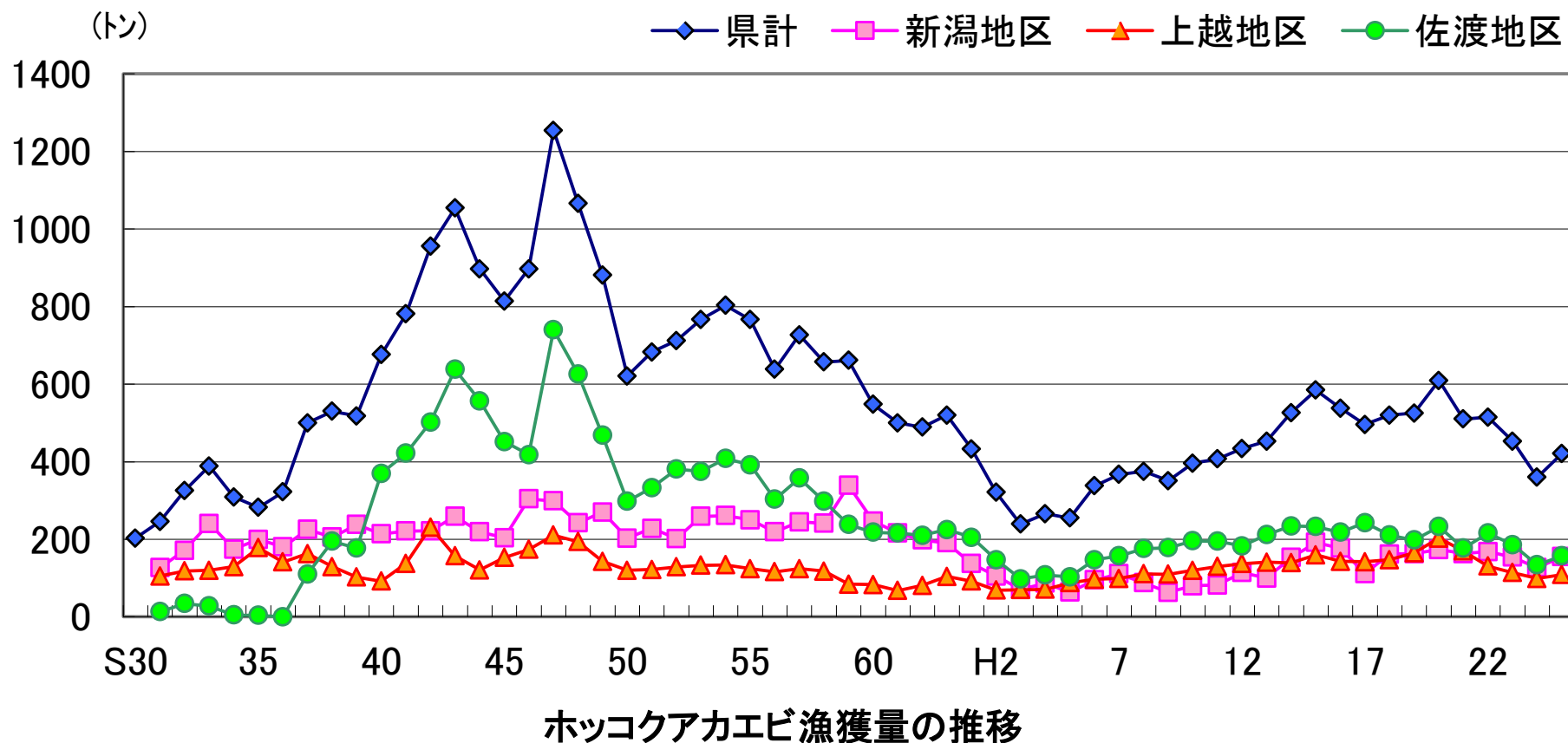
水揚げ額トップ20



※H16～20年の5年平均

ホッコクアカエビの資源状況

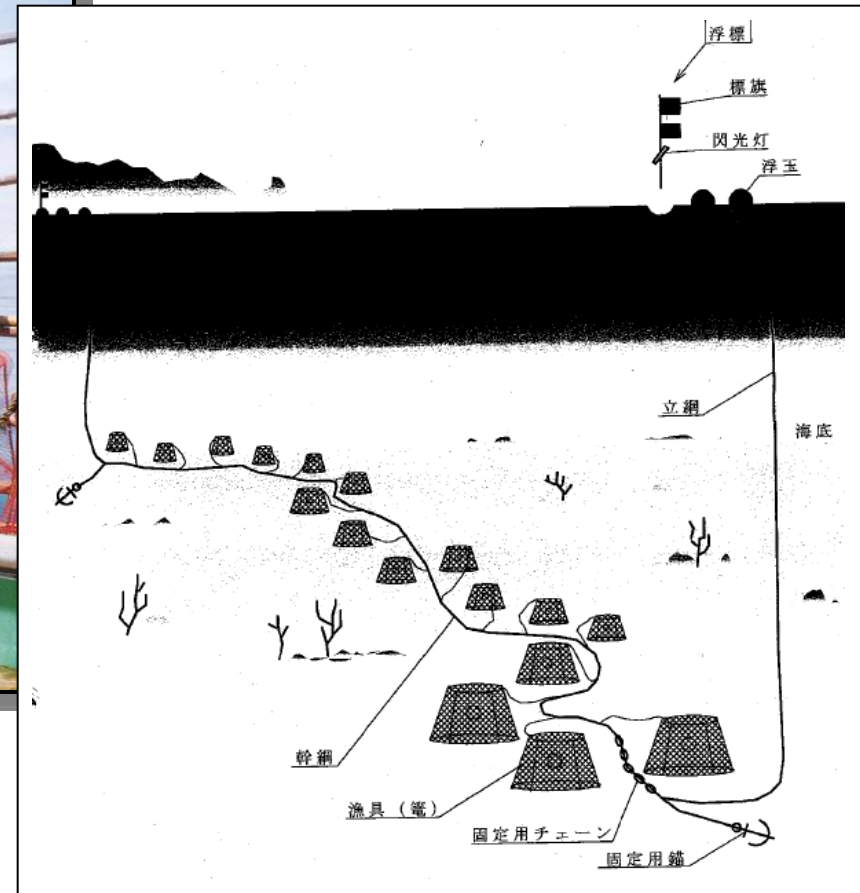
出典:水産海洋研究所調べ
(H25は速報値)



- ・漁獲量は昭和40年代をピークに平成初頭まで減少後、近年はやや回復
- ・CPUE(1隻当たり漁獲量)は、小型底びき網、えびかごともに増加傾向₂

えびかご漁業

・主にホッコクアカエビ(ナンバンエビ)を漁獲する



・佐渡地区 計8経営体

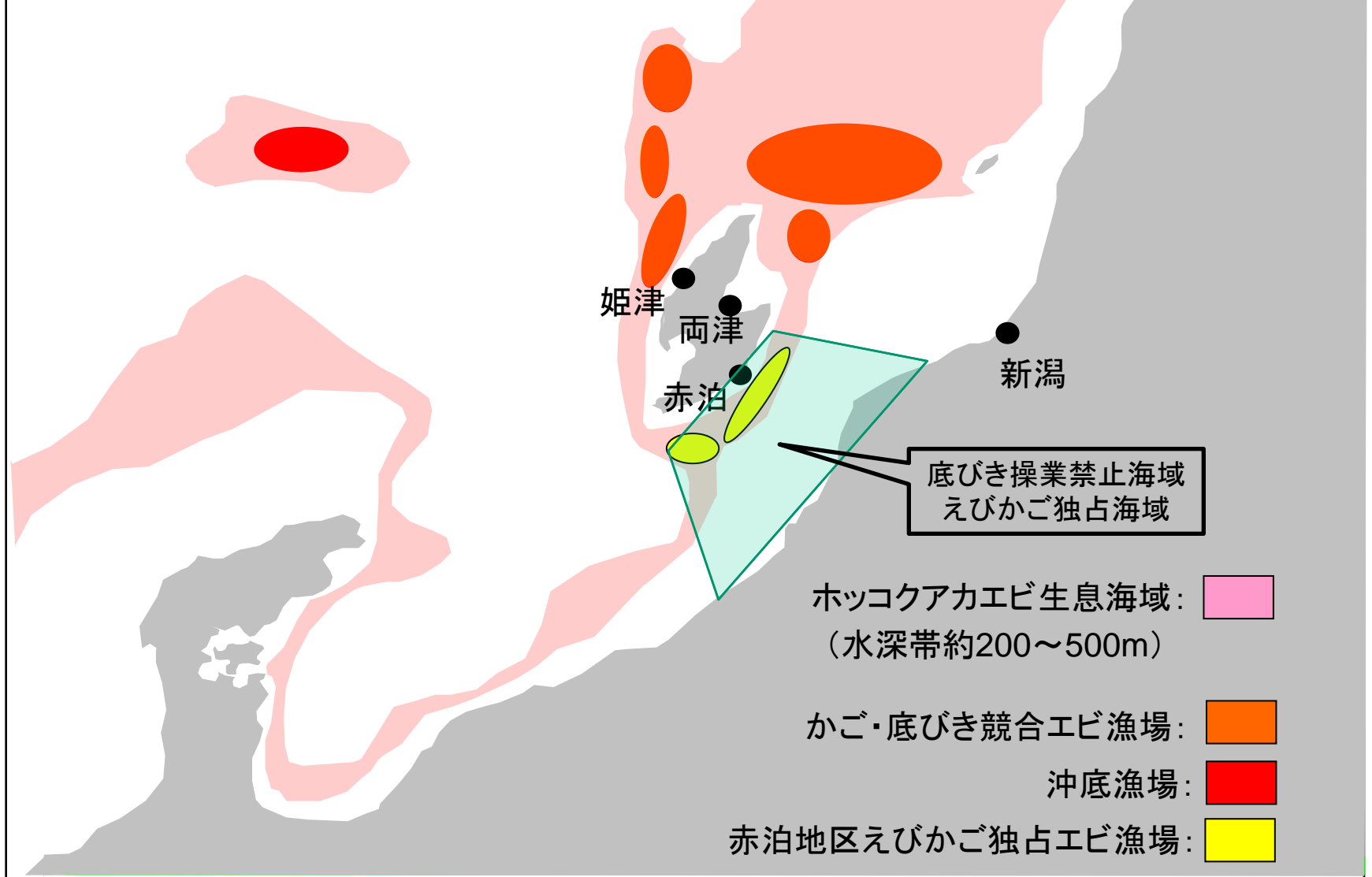
赤泊 3経営体

両津 4経営体

姫津 1経営体

IQ導入海域内における競合漁業種の全参加

【ホッコクアカエビの生息分布と本県沖漁場の競合状況】



新潟県のホッコクアカエビ漁業における当面の課題

- ①小型エビの漁獲割合の低減による資源保護
- ②佐渡地区におけるホッコクアカエビ漁業者の経営改善

今後の方向性

- ◎佐渡のえびかご漁業を対象に「漁獲物サイズの向上」
及び「えびかご漁業者の経営改善」を当面の課題として設定

TAC

(漁獲可能量)
の設定



IQ: 個別漁獲割当 (過去の実績)

- ①資源の回復
 - ②収入の増大
 - ③経費の節減(投資効率の向上)
- の効果を検証する

新潟県IQモデル事業の概要

項目	内容
実施者	赤泊地区3経営体
実施期間	平成23年9月～平成28年8月(5年間)
地区TAC	114.7トン(基準漁獲量の98%)
基準漁獲量	H16～H20の5中3平均
IQ(個別割当)	過去5カ年の漁獲実績に応じて配分
留保枠	休漁船(IQ=12.5トン)と前年IQ未消化分
留保枠配分	IQ消化率80%を越えた時点で再配分会議
IQ枠の超過対応	1年に限り翌年IQ分を減
IQ枠の譲渡	県に報告のうえ可
漁獲報告	日ごとのサイズ(銘柄)別漁獲量と金額を毎月県が電算管理。IQ消化率80%超過後は毎週報告

4 IQ制度導入によるねらい（赤泊地区）

1 資源回復

漁獲量上限規制による確実な資源回復

2 固定費の削減

2隻操業 → 1隻操業

（修繕費等の削減）



3 収益性の改善

付加価値を向上

- 大型サイズ個体の比率の増加
- 夏季出荷（新潟県禁漁期間：7月～8月）
- 許可要件の緩和による組織化の促進

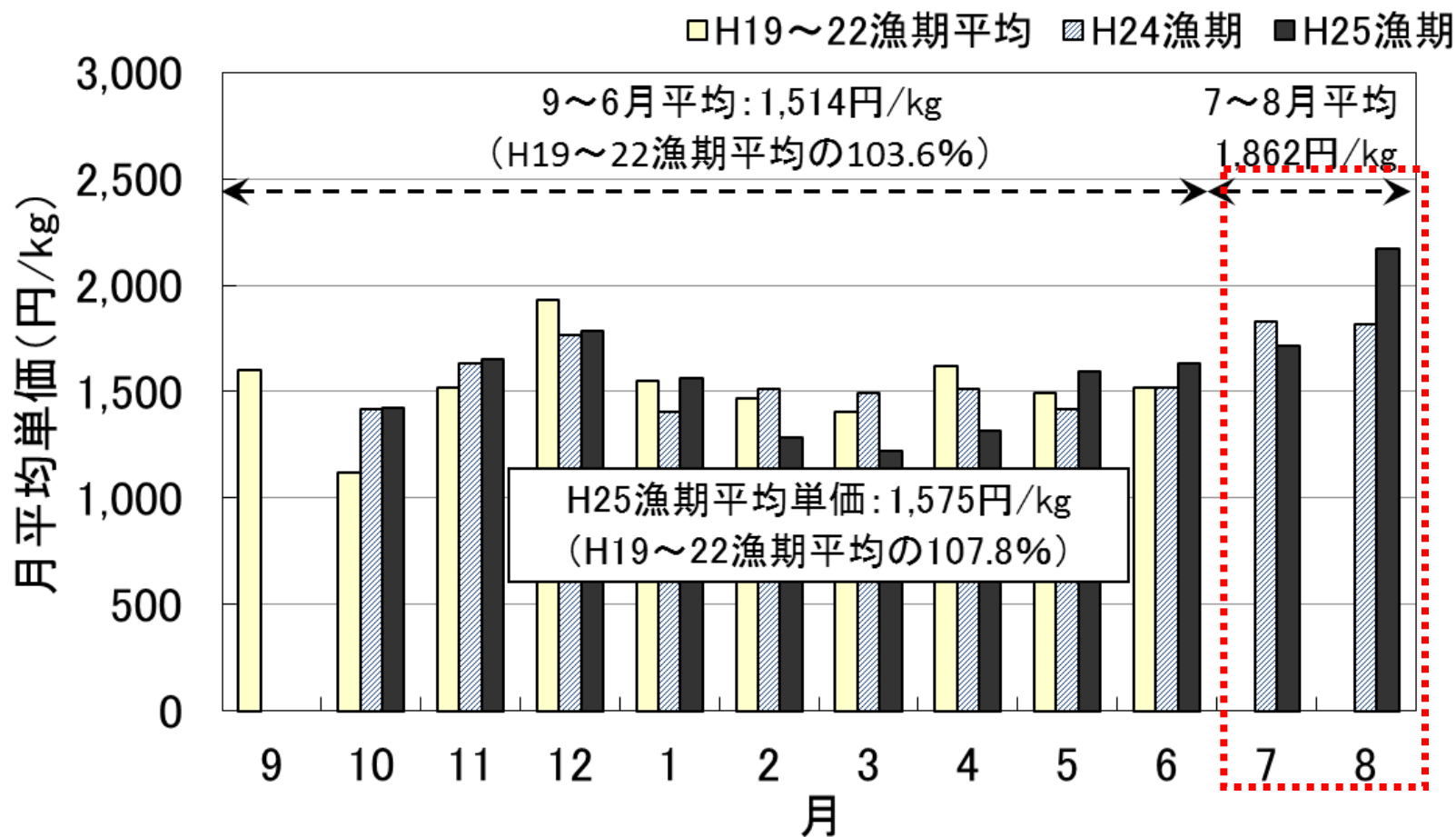
漁獲監視

- 期間:2011年9月から2014年8月
- 方法:任意日に県職員が、漁船から水揚げした漁獲物を視認
- 監視率:延べ操業日数で229隻日(漁期合計の35%)、漁獲量で約31.9トン(同39%)

	項目	A丸	B丸	C丸	D丸	合計
延べ操業日数	年間延べ操業日数(隻日)	188	183	177	99	647
	うち漁獲監視した日数(隻日)	75	72	72	10	229
	調査割合	40%	39%	41%	10%	35%
漁獲量	年間漁獲量(kg)	31,369	22,828	21,274	6,605	82,076
	うち漁獲監視日の漁獲量(kg)	13,077	9,253	8,720	811	31,861
	調査割合	42%	41%	41%	12%	39%

原因	漁船直接出荷	監視ミス	漁協ミス	合計
件数(件)	66	13	8	87
数量(kg)	588.1	76.8	7.6	672.5

【IQ実施後の単価の推移】(IQ効果の検証)

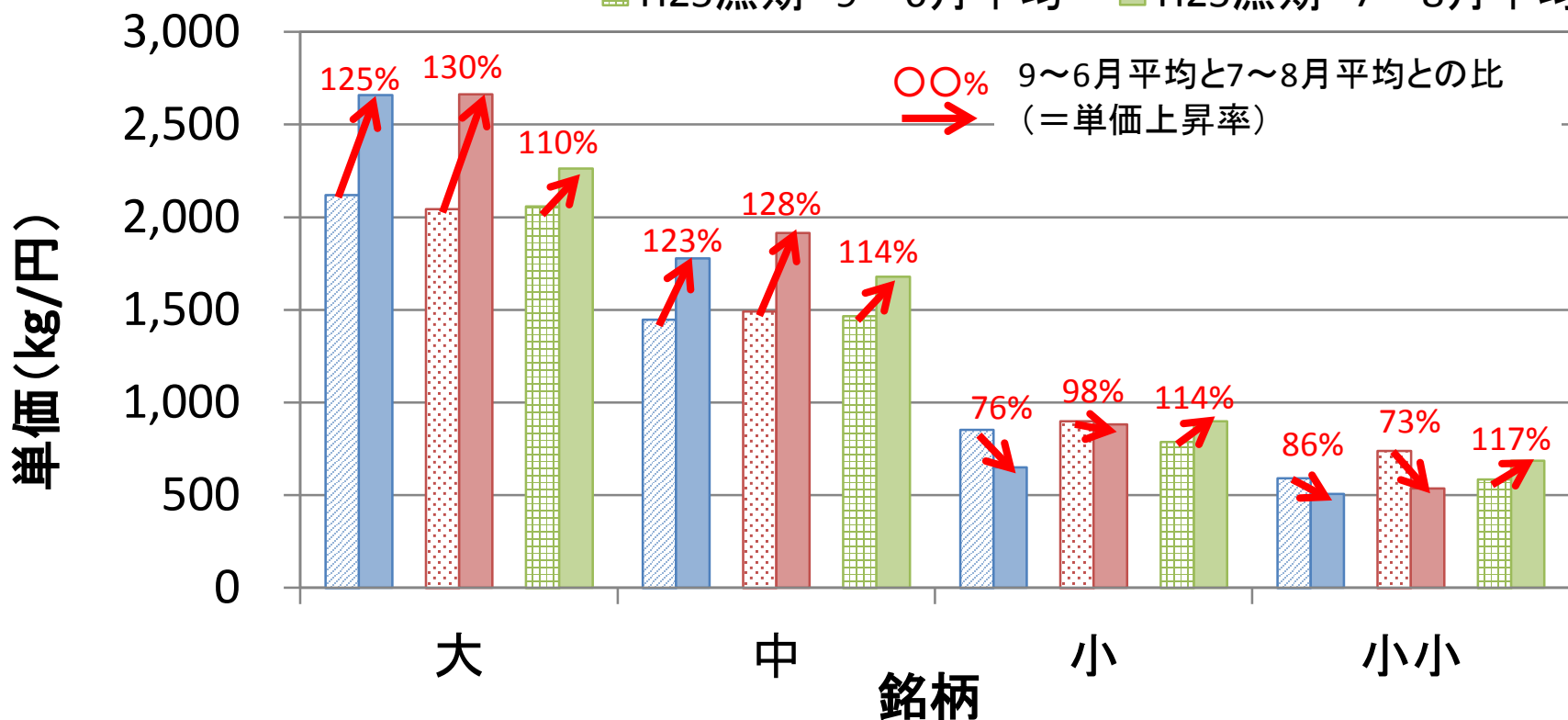


H25漁期の平均単価は1,575円/kgで、H24漁期とほぼ同じ(H25/H24: 102.5%)

他地区のエビが流通しない7~8月の単価は、9~6月平均を上回った(同123.0%)

【銘柄別単価の比較（H25漁期とH23・H24漁期）】

H23漁期 9～6月平均 H23漁期 7～8月平均
 H24漁期 9～6月平均 H24漁期 7～8月平均
 H25漁期 9～6月平均 H25漁期 7～8月平均



- H25漁期の大・中銘柄の単価上昇率は10～14%で、H23・24漁期より低かった
- H25漁期の小・小小銘柄の単価上昇率は14～17%で、マイナスだったH23・24漁期からプラスに転じた

モデル地区の経営収支の推移

項目		H21	H22	H23	H24	H25
水揚額（千円）	e	49,109	57,105	49,128	49,804	55,675
変動費（f～k）	t	14,187	16,615	15,855	14,915	18,084
固定費（l～s）	u	42,393	44,458	41,796	38,642	37,841
経費計（t+u）	v	56,580	61,073	57,651	53,557	55,925
漁業所得（e-v）	w	-7,471	-3,968	-8,523	-3,753	-250
その他収入	x	7,572	6,132	5,874	5,255	2,807
漁家所得（w+x）	y	101	2,164	-2,649	1,502	2,557

H26.5に漁船1隻集約化の経費削減



経営収支はさらに好転する見込み

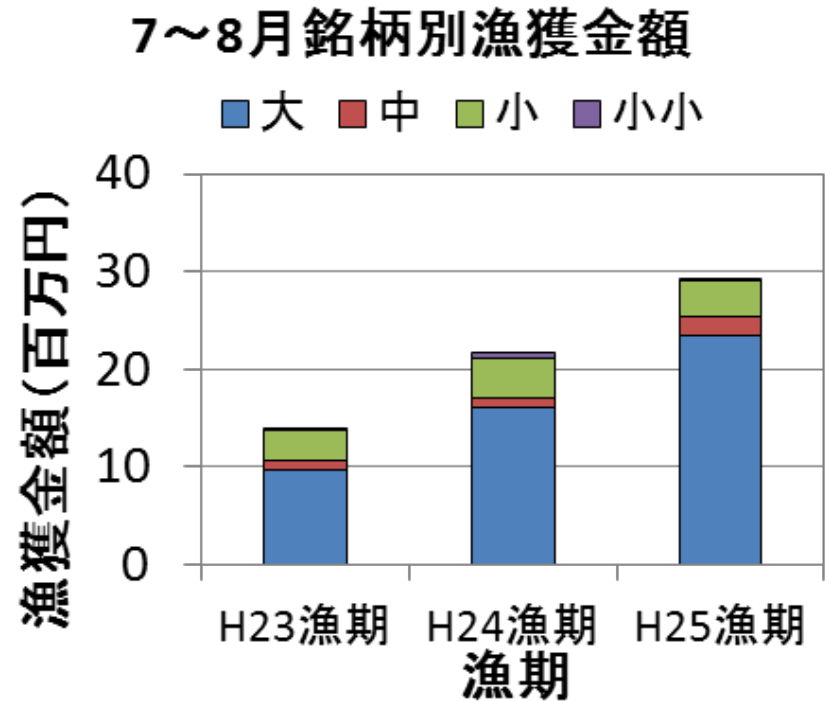
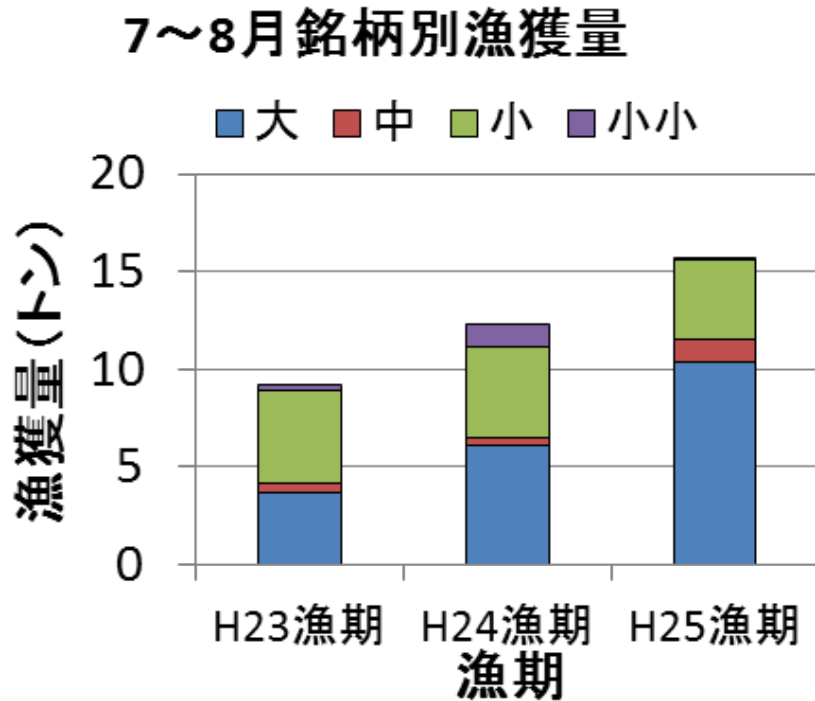
TAC設定状況

地区	漁船	漁業種類	地区TACの運用	地区TAC	5中3 IQ:0.98	H16	H17	H18	H19	H20	
新潟	A	沖底	数値設定のみ	113,853	57,270	65,975	35,481	35,007	73,860	78,550	
	B				56,583	65,975	33,729	30,296	73,508	84,723	
佐渡	姫津	C	えびかご	試行 H26.9～	33,982	6,087	8,678	4,646	5,179	7,240	6,214
		留保枠※				27,896	28,173	26,987	27,429	29,901	29,792
	両津	D	えびかご	試行 H26.9～	71,060	12,785	13,444	12,502	13,191	11,279	15,340
		E				19,505	17,091	21,716	20,014	17,978	25,616
		F				15,868	23,287	29,679	13,320	9,056	7,356
		G				19,835	23,023	25,968	16,807	14,249	19,865
		留保枠				3,066	1,560	4,254	3,572	0	0
		H				29,558	20,918	26,049	30,755	33,677	34,813
	赤泊	I	えびかご	IQ制度モデル事業 H23.9～実施中	114,270	39,149	32,370	41,269	38,411	42,179	39,189
		J				33,332	28,685	35,471	31,697	36,106	36,102
		留保枠				12,231	11,348	16,879	12,705	8,035	12,624

※モデル事業と同様に、H16～H20の5年間の漁獲実績の5中3平均がベース値

※姫津地区留保枠には、姫津・高千地区板びき網漁獲分を含む

赤泊地区における夏季期間の銘柄割合の推移



暫定評価

◎ IQの導入の効果

- 夏場の魚価が上昇 収入が増加
- 操業日数がやや増加
- 経費削減 2隻を1隻に。償却と維持費削減
- 漁業経営の収益性の向上
- えびのサイズが大型化5割から7割へ
- 資源回復は緩やか(エビの成熟年齢6歳)

1 日本全体の動き

- ① 2006年、（財団法人）日本経済調査協
議会は「魚食を守る水産業の改革高木委員
会」設置して、2007年7月に報告書
を作成。個別漁獲割当（ITQ/IQ）の導入を
急げとする内容等の提言を政府に対しても
提出した。
- ② また、2007年12月から政府の規制改
革会議は水産業についても、検討を開始。
ITQ/IQの実施を勧告したが、閣議了解は
「ITQ/IQ」の検討にとどまった。

- ①その後、水産庁が「検討会」を設置したもののIQの実施については、時期尚早。TAC魚種の増加も困難であるとの結論。
- ②2010年から「新潟県の新資源管理検討委員会」が設置。甘えびに対して、IQの導入を知事に提言。2011年9月から佐渡でモデル事業が開始。2016年8月まで。」日本初の制度設計。

1 水産庁は2014年3月「資源管理のあり方検討会」を設置。

- 水産庁は「我が国の漁業生産量はかつては1000万トンを超える水準にあったが、その後マイワシ資源などの減少や遠洋漁業からの撤退等により、更に東日本大震災の影響等により500万トンを下回る。水産資源の適切な管理を通じて、水産資源の回復と下業生産の維持増大を実現することが課題」としている。このために「検討会」設置した。

①検討内容

- TAC制度等に関する現状と課題
- IQ/ITQ方式の我が国への導入
- マサバ太平洋系群、太平洋クロマグロ、スケソウダラ日本海系群とトラフグに関する資源管理の進め方

①検討委員

- 桜本和美（東京海洋大学教授）、勝川俊雄（三重大学準教授）他計12名
- 小松正之ほかが参考人として呼ばれる

2015年2月自民党資源管理WT

- 資源管理のあり方を検討
- これまで3回開催
- 3月11日に有識者の招待（黒倉、小松）
- 新潟の取り組みを中心に説明。
- 論点（水産庁）

IQの導入には日本では魚種が多すぎる
取締りコストが高い
投棄が増える

沿岸漁業の閉鎖性

- 漁業権がなければ、漁業も養殖業のできない
- 漁業権は県から漁協に排他的に付与
- 民間企業・会社が漁業・養殖業を営めない
- 6次産業化とは何か 他産業からの参入は漁業者が販売する能力は

漁業権の種類

区画漁業権

10年ごとの更新

一定区域内で養殖業を営む権利

- 第1種…施設を設置して営む養殖業→かき、真珠、海藻類など
- 第2種…施設に囲まれた水域で営む養殖業→魚類、えびなど
- 第3種…1・2種以外の養殖業→貝類など

*海藻類、貝類などの装備を必要とする養殖については特定区画漁業権とよばれ、組合管理漁業権として漁業協同組合などに第一優先順位の権利があたえられ、他は排除される。

養殖業(区画漁業)への新規参入における課題

	養殖業(区画漁業)
漁業権の種類	特定区画漁業権
漁業権者	漁業協同組合
漁業権行使者	漁業協同組合の組合員
免許の優先順位	第1位: 漁協の管理(組合員が営むもの) 第2位: 漁民の7割以上を構成員とする漁民会社、漁業生産組合 第3位: 普通の個人、法人
組合員の資格要件 (水協法第18条)	(特定区画漁業権の行使は漁協の組合員であることが条件) ①組合の地区内に住所を有し、1年を通じて90日から120日までの間で定款に定める日数を超えて漁業を営む者 ②組合の地区内に住所又は事業所を有する漁業を営む漁業生産組合
新規参入の課題	①漁協組合員の資格要件を超える事業規模の企業は組合員になれず、特定区画漁業権の行使ができない。現状は、企業が別法人を立ち上げ、別法人が組合員資格を取得して、免許を行使している。 ②漁協統合などを契機にして、組合員の資格要件や適格性を大幅に緩和し、実績と経営能力のある経営体、企業を沿岸漁業に導入すれば、雇用の確保、漁村や地域経済の活性化につながる。
	(日経調査資料より作成)

宮城県桃浦の水産特区の取り組み
2012年12月10日



カキの処理場



漁業者との会議
の様子



桃浦の漁業者



桃浦漁港

石巻市桃浦2015年1月15日



法人化；後継者と経営の継続

- 衰退する一方の沿岸漁業に投資と若い働き手を入れる。法人化
- 単なる労働者でなく経営者とする
- 民間企業の参入と投資
- 漁業者も流通や販売に参入する道を支援。
- 漁業生産組合ないし、漁業LLCは個人漁業者の集合体（個人の終焉が組織の終焉）

漁協全体の事業利益、事業外利益、経常利益の推移

(単位:百万円)

2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
事業利益		-2,326,317		-5,801,518
	-4,670,831		-8,323,833	-
	6,349,201			
事業外収益		50,840,287		49,927,946
	51,478,575		67,400,761	
	60,953,361			
事業外費用		38,047,200		38,115,012
	37,683,825		50,958,767	
	45,199,347			
事業外利益		12,793,087		11,812,934
	13,794,750		16,441,994	
	15,754,014			
経常利益		10,466,449		6,011,402
	9,123,921	8,056,798	9,404,782	

○

○

農林水産業地域振興水産業分野

2011年3月25日閣議決定

規制・制度改革案(行政刷新会議提案)

漁業法及び水産業協同組合法を科学的根拠に基づく近代法へ早期に改正

①我が国の水産業の再生には水産資源の回復を最優先とし、現行の資源管理及び取締りの制度を根本的に改める。科学的根拠に基づく水産資源の適切な保存と管理を環境の保全と共に厳格に運用することにより、水産資源を回復させ、保護し、持続的に利用し、漁業経営の安定化と持続性を確保する。

【できるだけ早期に措置】

②漁業法及び水産業協同組合法の目的を、水産資源の回復と保護、及び持続的な利用を柱とした条文内容に改正する。【できるだけ早期に措置】

③地先の共同漁業権内、定置漁業権内等の沿岸漁業についても沿岸域の魚種ごとの資源量の把握、ABCの算定、TACのABC以下の設定等、科学的な根拠に基づく持続的な利用の近代的な資源管理の仕組みを導入し、管理する。

【できるだけ早期に措置】

⑩指定陸揚げ港における第一次購入者の魚種別の購入報告書提出を義務付けるとともに、

卸売市場において第一次購入者の報告書の写しがないしは抜粋が添付されない場合には、卸売市場は漁獲物の受諾を拒否できるようにする。【できるだけ早期に措置】

(その3)

⑪東シナ海全体に亘る科学的な資源評価やTACの設定、およびモニタリングが緊急に必要であり、FAO(国連食糧農業機関)等の法的、科学的な助言を得て、台湾の事実上の参加も可能とする「東シナ海国際漁業協力管理機構」の設立のための日中韓三国共同による当該海域での魚種毎の資源情報の交換、大学や研究所の交流、及び当該海域で操業するすべての漁船の登録を進める。

【できるだけ早期に措置】

⑫TAC法施行令の附則第2条(適用の範囲)を削除する。【できるだけ早期に措置】

⑬国際海域におけるマグロ類のTAC設定と国別配分及び日本国内IQ/ITQの導入、及び北緯20度以北の日本周辺水域(我が国の200海里内水域を含む)におけるカツオのTACと漁業種類別配分及び漁船ごとのIQ/ITQの導入を実施する。

【できるだけ早期に措置】

⑭資源の健全な鯨類資源については、南氷洋及び北西太平洋とも科学的根拠に基づく捕獲枠(調査枠を含む)を算出する。また、鯨類などによる魚類の捕食量を定量的に把握し、現在算出されるABCやTACの設定に対する定量的な影響量を算出する。

また、これらの情報を国民に広く公開する。【できるだけ早期に措置】

地方創生には水産業の改革

- 漁業法の改革 漁業権の優先順位の廃止
経営理念を入れる
科学的根拠と総量の規制
ITQ・IQ(個別漁獲割り当)を
- 水産業協同組合法の改革
漁協の組合員の資格を広く開放
経理の透明性

地方の創生と水産業の改革

- 地方にとって農林水産業は重要 沿岸には水産業と関連産業が重要
- 現在の地方創生には制度の抜本的な変更がない(アベノミクスの第3の矢も制度の改革)
- 沿岸漁業と沖合漁業の漁獲の科学的管理
- マーケットと消費者に対応した漁業・水産業
- 投資と経営資源の合理化(漁獲競争の排除)
- 消費者目線からの行政と政治への影響

日本漁業の課題 小松正之

2015年3月11日自民党政調資源管理WTでの発表

- 取締りとモニターの徹底
- 科学的評価の独立性 水産総合研究センターの水産庁からの独立
- 漁業権の近代化
優先順位主義では沿岸漁業の衰退は続く
資源・環境管理、経営・収支の観点と技術力を許可の条件へ
- 漁協経理の透明化 組合監査から公認会計士へ

ご静聴ありがとうございます。